

刑 政

第 二 號 二 月 第 四 十 六 卷

文書教化の進展 (卷頭言)	正木亮 2
行刑のユイテイリズム と教育主義	正木亮 4
一九三二年に於ける世界の 行刑(二・完)	中尾文策 21
刑務作業に關する現況に就 いて	井川信一 29
曉の鐘	戸田作造 37
伯耳義に於ける行刑制度の 發達	アー・デリエルニ ユウ 41
海外時報	53
劇と犯罪(下)	渥美清太郎 57

雜報——讀者の頁——海外異聞錄——刑政俳壇——家庭の頁——
 練習所見學記——訓令通牒

財團 法人 刑 務 協 會 發 行

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(毎月一回一日發行)
 昭和八年一月二十八日印刷納本 昭和八年二月一日發行 第四十六卷 第二號



文書部
分
心
態
部

刑 政

第 四 十 六 卷

第 二 號

文書教化の進展

此の度所謂雑誌人に職業員が増刊されることになった。わたくしは此の職業員が増刊が今日の行刑教化特に文書教化をいかに社会的に、いかに効果的に進展せしめ得るかといふことに多大の興味を持つものである。おそらく此の企ては今後に於ける受刑者の就業心理に一大變化を來さしめるに違ひない。従來の就業者の心理には兎角進化といふものが期待されて居ない。指導者から一度教はるとそれが即ち五年後に於ける、十年後に於けるその仕事の基本技術であり、原理となつて了ふのであつた。否就業者のみではない、刑務所の指導者すら稍もすればそんな傾向があり勝ちであつたのである。だから、刑務所の製品は丈夫だが感じが悪いとか、型が古いとかといつて非難を受けるのはかうした心理状態から生れ出るのであつたのである。

己が仕事に關する看讀書籍の借覽を求めて居房で靜かに讀破する受刑者も相當あるにはあるが、その讀書はせいぜい閑つぶしの材料になるか、よくつて發明考案の材料にこそなれ日日の業務とは何等關係のない彼岸に置かれ去る場合が多いのである。仕事に關する看讀書籍が日日の仕事とかけ離れて讀まれるに於て、その看讀書籍にどこに價値が認められよう。又日日の仕事に進化の糧を與へ得ぬ職業指導にどこに職業指導としてのねうちがあらう。

その點に則してわれわれは職業指導といふものが日進月歩の現象に隨伴せねばならぬといふ必要を痛感して居たのである。現時はどんなスマートな洋服が流行して居るか。調度類にはどんなデザインが擡

頭して來たかをわれわれがデパートの店頭で眺め、新聞の家庭欄で見ることにならぬとわれわれの生活の變化を來すやうに、少くとも職業上の日日の進化を就業者自らの進歩として關心せしめねば釋放後に役立つところの職業指導は到底不可能なことである。

われわれの知識技能は毎日の修練のみで發達するものではない。毎日の見聞と修練とが融合して發達進化を導くのであるが、自由刑それ自体が實は人類進化のかやうな必要性を阻止して居るのである。教化せねばならぬがしかし教化することが出來ぬところの自由刑のこの矛盾に對して特に見聞の役目を司るのが即ち教誨中の一般教誨といふ概念を形づくるのである。

だから、若し所謂文書教誨といふものは概ね社會百般の事象殊に囚人の現實生活に則する最も重要な職業關係の記事の如きを囚人に許さるる書籍雑誌乃至新聞の重要内容とせねばならぬのである。

此の意味に於て「人」誌は従來文書教誨として異常なる働きをなしつつも猶吾人にいくらかの淋しさを感じしめて居たのであつたが、今や此のわたくしらの要望久しかりし文書教誨の内容が此の昭和八年の初頭より充たされることになつたのである。

わたくしは茲に司法省に於ける教化當局が年始々の中に殊に教化の重點を現實生活に捕へて之を文書教誨に具現されたその計劃の聰明を讚美したい。

希くば、右職業欄の内容を一業に偏せしむることなく千種萬様の業に互り而も傍ら記事が萬人の好讀物としての働きをなさしめらるるならば更に意義深き教化法となるであらうことを疑はない。

昭和八年一月十四日夜

正 木 亮

行刑のユーテイリタリズムと教育主義

— 滿洲國の行刑制度創立に對する希望 —

正 木 亮

次

- 一 序 言
- 二 國勢と刑罰制度との調和
- 三 流刑と刑罰實利主義の偏重
- 四 新國家の行刑はユーテイリタリズムと教育主義との調和を必要とする
- 五 結 論

一 序 言

大同元年十一月滿洲國司法部重要實施事項重要計劃事項中行刑に關するものは次の通りである。

- 一 監獄衛生行政大綱決定重要實施事項五)
 - 監獄ニ於ケル食糧、舍屋、衣服、醫療施設、防疫事業、獄吏養成等ニ關スル根本方針ヲ決定セルモ是等ヲ具體化スルカ爲ニハ相當ノ經費ヲ必要トスルヲ以テ急ヲ要スルモノヨリ漸ヲ追フテ改

善ニ着手スル所存ナリ

二 監獄及看守所ノ衛生施設調査同上六)

新舊監獄及看守所ノ衛生施設改善ノ準備行爲トシテ行刑司監獄科員數名ヲ各樞要地ニ派遣シテ衛生施設ノ現状ヲ精細ニ調セシメタリ

三 免囚保護並少年矯正ニ關スル調査同上七)

免囚保護並少年矯正ニ關スル方針確立ニ資スル爲行刑司保護科員ヲシテ各地ニ於ケル類似事業ヲ視察セシメタリ

四 疎通監獄辦法ノ廢止同上八)

惡法ト看做スヘキ各省ノ疎通監獄辦法ノ適用中止ヲ各司法機關ニ令シタリ

五 監獄衛生月刊ノ發行同上九)

行刑司ノ方針ヲ地方ニ徹底セシムルト共ニ監獄衛生ニ必要ナル智識普及ノ爲ニ監獄衛生月刊ヲ發刊スルコトトセリ

以上は既存監獄制度を基礎とする改正補修の諸點を明かにしたもので新國家としての嶄新なる制度は之を認めることは出来ない。新國家が如何なる目的の下に又如何な理想を以て行刑に處せんとするかは次の諸點で之を明かにすることが出来る。

一 主要地ノ監獄及看守所ノ大改造又ハ新築(重要計劃事項三)

日本其ノ他ノ諸外國ヲシテ治外法權ノ撤廢ヲ承認セシムルカ爲ニハ主要地ノ監獄及看守所ヲ改善スルコトヲ先決條件トス。

本部ノ意嚮トシテハ抄クモ新京奉天吉林哈爾濱及齊々哈爾各地ノ新監獄及看守所ニ一大改造ヲ加フルカ又ハ新タニ外國人ヲ收容スヘキ監獄及看守所ヲ建築スルノ必要アリト認ム

二 獄政訓練所ノ設置(同上五)

監獄改善ノ趣旨ヲ徹底セシムルカ爲ニハ監吏及監獄衛生官ノ養成ヲ急務トス
即ち右二つの計劃事項を基點として滿洲國は茲に新たなる行刑を營まうとするのであるが不幸にしてわたくしは此等に關する理由書を持ち得ないので只その掲げられたる事項を現代行刑學の核心に照してベダンチックな滿洲行刑の展望と希望とを試みて見ようとするのである。

上述したる五個の行刑上の重要實施事項からそも吾人に何が示されて居るかを検討して見なければならぬが、わたくしは茲に特に新興國の newRow 刑らしさを見出し得ぬことにいたく淋しさを感じ、滿洲國當路者に再考を促さざるを得ないのである。

右實施事項五箇の中でもかくも新たなるものといふべきは監獄衛生月刊の發行だけで他は何れも從來の施政の改廢に止つて、新興國らしき著眼點は之を見出すことが出来ない。監獄に於ける食糧、舍屋、衣服、醫療、施設、防疫事業、獄吏養成に關する根本方針を決定したことは傳來の行刑に對する改良施政としては正しい。しかし、わたくしどもが之と同じ改良をわが國の行刑に主張しつつある所以は從來の行刑を維持しなければならぬといふ前提に置かれて居るから、かく主張するのであつて、このわれわれの文化運動を之から始めねばならぬ行刑に、その儘用ふる

とすれば、それは根本に於て誤りがあるといはねばならない。

そもそも、行刑は一の教化事業ではある。従つて教化事業の大前提として今日の文化運動を參酌せねばならぬことは勿論であるが、同時に行刑は又一の功利事業であることをも忘れてはならぬのである。行刑が教化と功利との二大要件から成り立つ以上、行刑は必ずその國の現在の文化形態を或る程度に加味せねばそこに必ず失敗を伴ふことを覺悟せねばならぬのである。行刑史を按ずるに、イギリスはヴァージニア植民地に次いでオーストラリア植民地に犯罪者を使役して居る。ロシアはシベリヤの開拓に之を利用しわが國に於ては明治十三年以降北海道開發に犯罪者を使用して居るが、之等は單に流刑といふ名題の下に犯人の名譽と自由と市民權を總て剝奪することによつて刑罰痛苦の價値を擧げようとした應報的見地のみではなかつたので、之によつて刑罰の功利作用を期待しようとする意圖のあつたことを忘るべきではないのである。さればこそ、死刑に處する代りに流刑を以てするが如き換刑さへ導かれるに至つたのである。

而して、かやうな刑罰の功利主義は一面には非難があつたが、その非難は功利主義に偏した結果、教化主義を顧みなかつたことに端を發したので、他面に於て一國の文化がどれほどそれによつて助けられて居るかは到底筆紙に盡せぬものが残されて居るのである。

犯罪は大部分社會が之を醸成する。故に、社會は之に對して社會復歸の責を負はねばならぬが、さりとて社會は犯罪人を保護矯正せんが爲めに、犯罪人以外の者を犠牲に供することも許さ

れない。このデイレムマに直面して國家は常にその國情に合致する刑罰制度の最善なるものを選ばねばならなくなるのであるが、その努力が滿洲國の決議の中に見出すことが出来ないものである。

惟ふに、刻下の滿洲國はその莫大なる領土を如何に文化化する必要があるか。傳統的監獄制度の改良のみで果して、刑罰の使命が完全に遂行され得るか。それ等を綜合すれば滿洲國の行刑は茲に歴史に鑑み、地勢に則り、民情に則して刑罰制度の根本を企圖すべきである。一言にして盡せば、建國早急の滿洲國に於ては刑罰の功利主義を捨て去ることが出来ない今日、徒らに既存監獄の改良に踟躕することなく、過去の刑罰に於て功利主義を中樞としたものをも亦參酌せねばならぬといふことになるのである。

次に、滿洲國は治外法權撤廢の先決條件として新京、奉天、吉林、哈爾濱及齊々哈爾に或は新監獄を設け或は一大改革を試みんとして居る。どの程度の監獄か設けられるかは未知數であるが、しかし、監獄の新しきことのみによつて治外法權が撤廢されるのではなくて囚人生活の保障が先決問題であるといふことを忘れてはならない。

囚人生活は國民の如何なる階級を標準とすべきかといふことは何國に於ても問題となることである。而して、消極論者は監獄の生活を最下低の國民生活に準據せしめようとするものが多い。しかし、監獄の目的は犯人を最下低の人類生活に甘んぜしめることを欲するものではなくて、國民生活としてのスタンダードポイントをねらはねばならぬので、その意味に於て生活

程度の低い支那人を対象する滿洲國の監獄が日本監獄を模倣すれば國民生活との權衡を害することが虞れられるに違ひない。

從來、支那が治外法權の撤廢を認められなかつたのは監獄が粗末であつたからではない。要するに、低級な生活を基準として定められる監獄生活が不安を齎らして居るからである。治外法權の問題は文化の衣裳としての監獄と文化の中味としての監獄の完成によつて定まるのであるから、この意味に於て滿洲國は監獄の新築に先立つて監獄法の實施を中外に明かにする必要があるのである。

此等の諸點を靜かに考察するとき滿洲行刑は吾人の要望を容るべき未墾の原野であるといはねばならぬ。

わたくしは茲に刑事政策上の諸問題及び行刑上の基本觀念に基いて遙かに滿洲國司法當局に愚見を披いて二三の要望を試みようとするのである。

- 一 オーストラリアは最初は相當期間囚人丈けでその他の者としては之を監督する官吏だけであつた。しかし、その就業はアフリカ奴隸の賣買に従事して居たころつき周旋屋の使役に委ねて居たが、それでも彼等は富と繁榮とをもたらして來たので自由移民が流れ込むやうになつたのである。Heynes, Criminology, P. 188.
- 二 ロシアの流刑は最初は植民の目的の爲めに用ゐられたが、後には監獄不足といふ行政上の理由によつて續けられたのである。P. Pollitz, Strafe und Verbrechen, S. 117; Henig, Die Strafe, S. 246.
- 三 Henig, Die Strafe, S. 244.

二 國勢と刑罰制度との調和

刑罰制度は刑罰の思想に隨伴すると共に又國勢の如何に従ふ場合が多い。例へば、屬地を有するフランスが今日でも猶ニューカレドニア及びサルート島にデポルタシオンを行ひ、廣漠たる領土を有するソヴィエトが刑罰植民地制度を實施して居るのはその國勢がかくの如き制度を爲し得るに適する結果でもあるからである。

殊に、自由刑執行の方法に付いては特に國勢に従はねばならぬ幾多の必要に迫られるのである。例へば、東歐諸國のウンガレン、クロアチヤ、ボスニヤ等の行刑制度を確立する場合に於て、その住民の職業状態が考慮せられた結果、その大部分が農業に従事する關係上主として農業監獄が作られて居り、ソヴィエトに於ては全人口の八十パーセント在監人の七十五パーセントが農民である關係上、勞働改善所と農業上の勞働植民地とが不可分的に結び付けられて居るのは結局國勢と刑罰制度との調和を計らんとする結果に他ならないのである。

嘗て、ウォータークロフトンはアイルランドの住民の職業關係を考慮してラスクを農業監獄としスミスフィールドを工業監獄としてその調和を圖つて居るが刑罰制度を確立するに際してこの調和は毎に閑却すべからざる基礎とならねばならぬのである。

然るに、從來は何れの國に於てもその重點が閑却されて居た。監獄は稍もすれば工業的施設に墮して了つたのである。日本に於ても、アメリカに於てもドイツに於ても乃至は支那に於てすら監獄は工業的に施設されて、その結果歸農すべき者が農事を捨て監獄は常に民業の一敵國

として存在するに至つたのである。

われわれは毎に行刑の社會復歸作用といふことを強調して居る。しかし、事實に於てその作用の實效の薄いことを非難せられつつあるのであるが、それは行刑の怠慢ではなくて、前提たる國勢と刑罰制度との調和が顧みられなかつた行刑制度に端を發して居るのである。

わたくしは嘗て釋放者の就職状態を調査して二つの極端なる事實を發見した。その一は網走監獄の釋放者が百パーセント在監中の業務と同じ農業に従事し、静岡監獄の抄紙工が釋放後一人も抄紙業に従事しなかつた點であつた。

この事例によつて見ても行刑制度の創設に當つては先づ國民の職業状態を明かにする必要が起るのである。今日の日本の行刑はわが國勢に應ずる施政を爲すことが困難である。故に、今日の行刑は釋放後の就職といふよりもむしろ勤勉力行の良習と能率の向上と耐忍力の養成とに向つて邁進し美技よりも耐久力に導かざるを得なくなつて居るのである。

わたくしはこの方針が決して妥當でないとはいはない。しかし、眞の社會復歸は就くべき職があり、釋放後の就職に向つて眞しぐらに働かし得てこそ期待すべけれ、抽象的誘導は勞働的改善としては甚だ價値の少いことを如何ともすることが出來ないのである。この點に於てわたくしは現在の日本行刑に根本的改革の必要を認めて居るのであるが、さし當りの問題としてわたくしはこの原理を滿洲國の行刑に應用する必要があると思ふ。

先づ第一に滿洲國の國民はその大部分が農民であるといふ前提の下に、その行刑制度は特に

農業植民地の創設を忘るべきではない。而して滿洲國としては國勢と刑罰制度とのこの調和によつて刑罰を功利化し、教育化することが出来るのである。即ち、農業植民地は恰も往年のわが北海道行刑の如く之を移動し得るの可能性があり、且その移動によつて道路の開鑿、架橋、河川修築等一國の文明は刑罰によつて擧げ得られることを否定することは出来ないものである。

同時に、放蕩無頼、暴兇あくなき匪賊を善良なる農民に化せしめ、慘忍なる刑罰を仁愛の刑罰に變化して茲に王道の精神を之によつて知らしめ得ることとなり得るのである。

新國家の刑罰はかくの如くにして之を國勢に調和せしめ、文化の上るに従ひ改良を續くべきであつて、之を忘れて新監獄を作るに於ては、よし治外法權の撤廢には成功しても刑罰の目的は永遠の彼方に去り行くことを知らねばならぬのである。

- 一 フランスの此の流刑に付いてはハインドルは良き結果であることを報じて居るが、その環境や氣候等の關係から決して良い改善作用を來すのではないといふも
- のまあ no. Heindl, *Berufsverbrecher*, S. 11ff., Hentig, a. a. O. S. 246.
- 二 Oserski, *Strafe und Strafvollzug in der Sowjet-Union*, S. 94ff.
- 三 Langer, *Strafvollzug*, S. 165ff.
- 四 Oserski, a. a. O. S. 97.

三 流刑と刑罰實利主義の偏重

滿洲國の行刑に關してわたくしは所謂流刑制度の復活に想到するのである。過去に於て流

刑は何故に捨てられたか。今日流刑を復活することは今日の刑罰思想に逆行するところがあるが、それらを検討して若し容るるの餘地あるとすれば流刑復活は決して一片の空想に止まるものではないのである。

流刑は一面に於ては極端なる應報的痛苦を與へんが爲めに、他面には新たなる方法を必要とする經濟的若くは政治的要求から發達したものだ^(一)とされる。その應報的痛苦として感ぜられたものは流刑に伴ふ財産の沒收、市民權の剝奪、家族との離別、不慮の氣候との苦闘等が擧げられ、^(二)經濟的要求としては例へばシベリヤの開拓、オーストラリヤの金鑛の發掘の如き國家富源としての人力の要求が數へられ、政治的要求としてはフランスのデボルタシオンの如く政治的重罪犯人の處遇に對應する最も良策だと考へられたのである。

しかし、前提として應報的觀念が認容せられて居る以上そこに囚人の勞力に對するはげしき擄取が起り、従つて囚人の自棄的行動の伴ふは自然の數であつて、茲に自由民は流刑とは良俗を素す源泉であるとし、クリミナリストは之を人道の敵であると反對するに至つた。^(三)

之等の反對の聲はおのづからのうちに流刑の本質を移遷せしめた。即ち、流刑も亦犯人改善の手段でなければならぬといふことが流刑を司る爲政者の腦裡を支配したるが爲めに流刑の中から假釋放制度が起り、累進制が發祥するに至つたのである。^(四)

故に、同じ流刑でも明治十四年以降わが國に用ゐられたものはその本質が應報を離れて教化主義に、そして實利主義と結ばねばならぬことが明かにされたのである。曰く「本監流刑地監獄」

を北海道に新設し囚徒を収集せしめらるるは其主旨専ら開墾農耕に在り無頼の囚を化して有土の民たらしめ兼て富國の一端を作為するに至つては本監の固より其の責に任ぜざるを得ざる所なり」と。

舊ロシア皇帝ニコラス二世はシベリヤ追放廢止を斷行した。その最大の理由はロシアの追放が不秩序なる統制の下に置かれ犯人の指導改善を顧みなく嘗てはムラビヨフ將軍が追放者たちに「シベリヤに行いて之を開拓せよ」と希つたその期待が裏切られた結果に他ならなかつたからである。若もムラビヨフの希望したりしが如く熱心に開拓し有土の民として導き得たりしならんには何を以てその廢止の斷行を爲す必要があつたであらう。

されど僻遠の奥地乃至孤島に於て而も文化思想の豊かならざりし當年の行刑官吏は今日吾人の希ふが如き行刑を實施する餘力を持ち得なかつたことは之を認めねばならぬ。教化を追ふなくんば實利に偏重し實利を捨てれば不秩序に墮するとは之未開の政治の歸結でもあつた。わが往年の行刑は實にその前者に屬し舊ロシアの流刑はその後者に屬したのであつた。わたくしは茲にそのユーテイリタリズムに偏した實例を北海道流刑の中から拾つて見よう。即ち明治十五年七月五日に開廳された空知分監に於てはその作業の一として炭鑛鐵道會社の雇役に應じ幌内炭山に外役して専ら収益を計つたがその業たるや日夜暗黒なる坑中に使役し備かに燈火を以て其所在を辨識するに過ぎず十分之を戒護する能はず許多の弊害を生じ逃走者夥多に至つたと録されて居る。^(五)

又明治十八年十一月十五日を以て開廳された釧路分監に於ては明治十九年十一月川上郡字ウヌンゴイチャルシベに外役所を設けて硫黄山外役の爲め硫黄山借區人山田朔郎^(六)之は後に安田善次郎に讓渡されたの爲めに二百五十名の囚徒を提供したが同二十年に至り此の作業の爲めに水腫病に罹る者多く同年六月に至りては死亡するもの三十名に達し患者全囚の半に過ぎ其の慘狀視る可からず安田善次郎のはからひにて製煉所を標茶に移す計劃をして漸く右雇役を止めることが出来たと録されて居る。^(六)

これらによつて見ても本來教化主義の基本によつて立てられた流刑が實はユーテイリタリズムの犠牲とされ爲めに囚徒の自暴自棄に陥るもの多く逃走相次ぎ病死及び變死する者に至つては明治十九年中に百五十三名明治二十年には三百六十四名の多きに達し明治十四年より廿四年に至る十一年間の總死亡數は實に千八百七十二名その間の新入者一萬一千三百五十九名に比し如何に流刑が慘酷に行はれたかを想像するに難くないのである。

かやうな狀況から流刑は廢止の運命に導かれた。しかし實は上述したやうに流刑の本來の使命は如斯ものではなかつたのである。有土の民と化しつつ茲に國家富源を造らうとしたのであつたが實は有土の民と化することには成功することが極めて尠かつた。しかし他面に於て彼が北海道の今日の文化に如何に寄與したかを考へるときわれわれは如斯弊害を排斥することに萬全の力をそそぎ今一度流刑を考へ直して見る必要を感ずるのである。

差し當りの問題として滿洲國が未開地の多き彼の國が流刑に於ける既往のユーテイリタリ

ズム偏重の弊を考慮しつつ一種の流刑制度を復活することにわたくしは特別の提案を爲して見たいのである。

流刑の復活實に古い名稱ではあるが、もしも之を現代化した名稱を要求されるならばわたくしは之を名付けて勞働植民地 *Penal colony* と名付けよう。そして現代の流刑としての勞働植民は往年の流刑と違つて彼等の勞力を搾取することなくむしろ彼等を勞働の趣味に導き彼等の生活を保障しつつ之を善化し釋放後に於てその地に定住せしむることにより地方の繁榮を來すに至るであらうといふことに相應するところの刑罰制度でなければならぬのである。

かくして新國家は此の制度を用ゐることによつて最もよく功利化し教育化することとなるに至るのである。

1 Hentig, a. a. O. 244.

2 Hentig, a. a. O. 243.

3 小河博士獄事談三八頁以下。

4 拙稿「自由刑執行の果進制度」(法學志林第二五卷第六號)

五・六・七 此の事實は樺戸集治監沿革略記によつたもので公にされては居らない。

しかし、當時の樺戸集治監の記録であるからこの事實に何等修飾も誇張もないことは事實である。

四 國家の行刑はユーテイリタリズムと教育主義との調和を必要とする⁽¹⁾

國家は犯人を拘禁して萬民を安きに置かねばならぬ。同時に國家はその犯人をして再び犯罪を爲さしめぬやうにする責任を負ふ。そこに監獄の必要があり監獄教化の重要性が生れるのである。

しかし、國家は同時に犯人に對する此の處置の爲めに犯人以外の國民に負擔するところあらしめてはならぬ筈である。尠くとも病弱者を除き自活の可能性ある者に對して國民の膏血によつて衣食せしむることの矛盾を國家は篤と念頭に置かねばならぬのであるが、之に對してわたくしは年來所謂自給自足主義を高調しつつ居るのである。自給自足主義は一部の學者のいふが如くに決して囚人の勞力の搾取ではないので泥棒に追錢といふ可笑しな俚言を行刑の中から驅逐しようとする最後の斷案に外ならないのである。

自給自足主義は換言すれば行刑のユーテイリタリズムになるので此の主義が徹底しない以上國家が新たなる監獄を作りそれを豪華なものにするとき、又囚人處遇を優遇するとき、國民は常に眼をそばだて優遇の不當を叫びつづけるに至るのである。

釋放者保護事業が大成しないのも結論は今日の行刑がユーテイリタリズムとあまりにかけ離れて居ることでもあるのである。釋放者保護は國民の憐憫の上に基礎づけるべきではなくて國家施設の完成と釋放者自身の獨立可能性との結合に基礎を置かねばならぬのである。

故に、行刑の自給自足主義は徒らにユーテイリタリズムのみに走るのではなくて囚人の獨立

性養成の目標ともなるのである。独立性の養成は行刑に於ける教育主義の根幹である。精神的向上の助成と技能の修練との爲めに様々な手段を講じ犯人に労働の愉悦を感ぜしめ、労働の意欲を喚起し而して労働の能率を導くとき、彼等は自らの働きによつて結局獨立獨歩の生活に踏み出し得べき素質が養はれるに至るのである。さうなると、彼等の働きによつて監獄費はおのづから消却せられ得るに至るのであるから茲に自給自足主義は完全に教育主義と調和するに至るのである。

今日の我行刑は未だその調和に至つて居らない。之は我行刑制度の組織が國民の職業状態を追ふことなく、地勢と合致することなく主として工業組織に基くが爲めに、往々にして不生産的な作業に就かしめねばならぬ場合が起るからである。我々はこの行刑状態から脱却すべく最善の努力を拂ひつつあるのであるが、さし當り滿洲國に於てはこの二つのものの調和を目標として行刑制度を確立せねばならぬのである。

その結果として新行刑制度には各個人の労働能力、教育程度を正確に調査し妥當なる就業配置を爲し得るが爲めの調査部を設けられる必要がありはしないかと思ふ。そして、わたくしが年來主張するところの賃金制度を是認して彼等の能率向上を意圖するならばそこにユートイリタリズムと教育主義との調和はおのづからに生じ兇匪を變じて有土の良民と化することが一片の空想に了らざるであらうことを豫斷することが出来るのである。

一 牧野博士「行刑における技術化、經濟化、教育化及び法律化」(刑政第四六卷第一號)

第五頁以下は此の問題に對する重要な参考文献である。

五 結 論

わたくしはいつも考へるのであるが、一の國家が外國文明に心酔するときにはいつも、外國文明に囚はれて自國に發達したところの良き制度を捨てて之を顧みることなく、その國のみに存在するところの條件を一般文明の犠牲として了ふ場合が起るが、それは制度建立に際しての最も危険な現象であると。

顧みれば徳川文明はその間に於ける泰西文化の足もとにも及ばなかつた。しかし、それでも徳川文明の中には泰西文明の中に求め得られぬ何物かがあつた筈である。例へば、當時泰西文明の中では未だ實施されて居なかつた、輕罪の犯人及び浮浪者に對する不定期處分さへ實施され、その中には假釋放及び保護の國營主義さへ行はれて居たのである。それをさへ、維新制度の建立に際しては之を犠牲に供して了つたのであつた。若もかかる制度を當時の刑罰制度に取り入れて居たなら今日のわが刑罰制度はもつとなだらかな發達と效果とを生み出して居たに違ひなく。

外國文明を注人するとき國情を無視すればその移された文明はいたづらに外觀の美がはびこり行くのみで中味は之に伴ひ難い。鼠賊は萬國共通の敵である、之を防ぐには各國相共に謀る必要があるとデユクペシオーはいつたが、その言を皮相に解すれば行刑制度は世界のもつと

もよきものを選んでそれを完全に移すがよいやうに見える。しかし、賊徒を防ぐ手段は第二の問題でわれわれは第一に賊徒の発生せざるべき社會にまで改良をつづけ次に発生したる賊徒を變じて良民に化するところの制度を作らねばならぬのである。その制度は自國の國情が基礎とならねばならぬので決して萬國共通のものではあり得ないのである。

滿洲國の決議事項は稍もすれば外國行刑に範をとらんとして居るやうに見えるがそこに再考の餘地があるのではないか。徒らに外觀の美を完備して治外法權獲得に備へるよりも國家の實利と犯人教化とに適するところの獨特の制度を作ることが、先決問題であるといふことを敢て進言する次第である。(昭和八年一月十三日夜)

一九三二年に於ける世界の行刑 二・完

中 尾 文 策

- 一、犯罪の重懲と其の對策
- 二、監獄暴動と其の教訓
- 三、刑務官吏に關する問題
- 四、行刑費用の問題
- 五、不況と刑務作業 (以上前號)
- 六、新獨居制論
- 七、行刑と裁判官
- 八、刑法改正草案
- 九、受刑者の法律上の地位
- 十、結論

(以上本號)

六

フェリーに依つて、「十九世紀の迷夢 *l'erreur du dix-neuvième siècle*」と呼ばれた獨居制は、學說に於ても實際に於ても益と勢を失ひ、既に英國、プロイセン、イタリア、ロシアは、大膽に之を廢止して居る。社會性の涵養は社會生活を前提とす可しとの見地から、益と雜居制が壓倒的と成りつゝあるのであるが、茲に特異の主張と

して我々の注目を惹くものにベルギーがある。ベルギーは其の囚人の科學的處遇を組織化し、社會防衛法 *loi de défense social* を實施し、幾多優秀な施設と人々を持つ點に於て夙に世界を羨望せしめて居るのであるが、そのベルギーが、最も熱心なる獨居制讚美の國であつて今や少年を除く外は獨居拘禁を原則として居り、然も堂々世の雜居論者を論敵として争ふのである。それがクローネやウイツヘルンの如き十九世紀的意味に於ける獨居制論を止揚したものである點に於て、私に之を新獨居論と言ひ度い。

一九三〇年ブラーグの國際刑務會議で獨居制論が蒸し返されて以後、ベルギー人に依つて其の擁護論の發表せられるもの續々相次ぎ、學會に於ける一の奇觀をなして居るものと言へやう。昨年は、本稿作製當時、又もやベリムに依つて其の發表があつた。(因にベリム *Belym* は行刑局長であつて、既に獨居制を擁護する幾多の論文が

ある)之も一九三二年に於ける出来事として一應其の内容を批判して置き度し。其の論文は *La statistique pénitentiaire de l'Italie et la crise du régime cellulaire* と題し *Revue de droit pénal et de criminologie*, 1932, p. 549 et s. に載せられて居る。

彼は昨年發刊された一九二七年度イタリア行刑統計とベルギーのそれとを對照せしめ乍ら、雜居制を原則とする國(イタリアは一九二一年モルタラ委員會以後獨居拘禁を著しく制限した)と獨居制を原則とする自國の統計の結果に依り、實証的に、兩制度の優劣を示さんとする。従つて其の内容は煩雜な數字に充たされるのであるが、要する所、一國の犯罪状態は或る程度に於て其の國行刑制度の成績を反映するものであるとの前提の下に、イタリアに於て、一九二三年と一九二七年とを比較する時、犯罪の質と量とが増加(犯罪の質とは、その危険の程度である。その説明としてベリムは、刑期十年以上二十四年以下の犯罪が七・九五パーセント増加した事を擧げる)して居るにも拘はらず、ベルギーに於ては一九二二年より一九二六年の間に、犯罪の質と量との減少した事に注目し、先づ獨居制論に優位を置く。次に、拘禁生活の生む結果に注目し、死亡、疾病、自殺の統計が、依然、雜

居制に多數にして獨居制に少い事を擧げて(特に死亡の如きは、ベルギーでは獨居拘禁者は雜居拘禁者の十五分の一である由)居るし、尙精神病者の數に於ても同様の結果のある事實を忘る可からずとなし、イタリアをして此くの如き悲惨なる行刑統計を發表せしむる état em-bryonnaire は、一にイタリアが獨居制を採らざるに依るものであるとした。

ベリムの昨年の議論は、寧ろ消極的であつた。獨居制論に對する一般的な批判は茲に省略し唯此の統計のみに付て論ずるならば、要するに彼の此の消極的な議論では刑の教育性の証明は出来ないと言ふ事に歸着しやう。死亡疾病自殺等は、拘禁制度以外に多くの原因を有するのであり、又、此くの如き數字の少いと言ふ事は、受刑者が積極有効に社會化せられつゝある事の証明を與へるものではない。犯罪がベルギーで減少しつゝある事は、社會状態がイタリアに於けるよりも安全なる事と、而して我々の最も注目す可き、ベルギーの、受刑者處遇の科學化が、從來他の國に於て(敢てイタリアのみではない)改善の範圍より逸した精神低格者 *Minderwertige* を教育可能の圈内に入れたと言ふ事實に依るもので、決して、人の社會性を稀薄ならしむる獨居性の効果ではなからぬ。

此くの如くしてベルギーは、依然科學行刑に最も新しく、獨居制に最も舊い不可解な國として、昨年を送つたのである。

七

裁判官を行刑に關與せしむ可きや否やと言ふ事と、若し參加せしむ可しとすれば如何なる程度に於て之を許す可きであるか、と言ふ事も、一九三二年が扱つた重要な問題である。

これに付ては、Georg Krönig が論文を書つて居る。 *Richter und Strafvollzug*, "Schweizerische Zeitschrift für Strafrecht, 46 Jahrg, 1 Heft, S. 82 ff. 尙、一昨年十一月から開かれたフランス刑務協會總會で、「行刑に於ける裁判官の職能 *Le rôle des magistrats dans l'exécution des peines*」と言ふ問題が討論せられ、甲論乙駁、遂に昨年迄持越しと成り、二月に終つて居る。その詳細は、*Revue pénitentiaire et de droit criminel et études criminologique*, 1932, Avril-Septembre, p. 170 et s. にある。

刑法の發達は、次第に裁判官を行刑の内容に入らしめらる。これ裁判官の社會化 *socialisation* として歓迎す可

き事ではなければならぬ。之を各國の實例に見るに、ベルギーは、社會防衛法に於て、兒童保護法 *loi sur la protection de l'enfance* に於て、保安處分の効果を裁判官に判斷せしめ、更に拘禁を延長し得しめて居る。ノールウェーでは刑執行猶豫中の觀察に、ブラジルでは假釋放の許可及び受刑者の行狀の監督に、ポーランド刑法草案では假釋放の許可及び保安處分の停止に、尙懲罰に關する受刑者の告訴の裁判に、何れも刑事の裁判官を當らしめて居り、特にイタリアの如きは一九三〇年の新法に依り行刑監督判事 *juge de surveillance* を置き、之に廣汎なる行刑監督權を與へて居る。裁判官を行刑に關與せしむる事は、裁判を行刑の實質に近付かしむるの効果が、何人と雖も之に賛成を躊躇しないのであるが、唯それが如何なる範圍に迄及ぶ可きやが問題となるのである。

之に付て、フランスの會議では可成り極端に走つたものもあつた。行刑官を單に受刑者との接觸と經理の事とにたづさはらしめ、他の一切の處置と支配とを裁判官に委ねやうとするものである。けれ共、行刑は裁判の内容の具體發展なるが故に何處迄も裁判官が其の行衛を監督しなければならぬと言ふのは正確でない。クレニーヒが

言ふ如く、裁判官は裁判官たる限り唯裁判する *erke-nmente* 機關であつて、執行す可きものではなく *nicht behandelnde* それ以上の事は行政権に屬するからである。又自己の裁判したる受刑者を監督する事は事實不可能な事であり、受刑者の社會性、其の改善の如き事の判定は、殆ど之との接觸なき者の爲し得る事ではない。加ふるに累進、移送、賞罰、外役許可の如きは行刑の本質であつて、之を行政官にも非ず専門家にも非ざる裁判官の手に委ねて、何處に行刑官の創意と熱誠と而して満足なる効果とを得やう。假釋放は裁判の一部であると言はれるけれ共、純正なる法律論としても、刑事裁判は個人の自由に對する條件的な侵害であつて、犯罪者の改善と言ふ事實を解除條件として當然に消滅するものとも解し得ない事はないのであり、現に法律が之を行政権に委ねて居るのみならず、實際問題として、裁判官が假釋放を許可する事は著しく能率を減殺するのである。個人の自由の保護と社會の防衛とを全うせんとするはよし、然し其の事は、當然無條件に裁判官をして行刑を監督せしむ可しとの結論を生じない。否此くの如きこそ寧ろ、圓滿なる三權分立の運用に待つものと言ひ得るであらう。

然しフランス刑務會議は結局、モンヴァロン *Mont-valon* の提案を一致して承認し「刑罰ハ司法權ノ指揮ト監督トノ下ニ執行セラレ、行刑ニ關スルアラユル處置ハ司法權ノ決定ヲ以テ命ゼラル、事ヲ要ス」との原則を宣言し、次いで其の實行方法を定むる決議をして居る。又前掲クレニーヒも假釋放の許可を裁判の形式に依る可きものとなし、チエコスロヴァキヤの草案に賛成して居る。假釋放が益々活潑とならんとして居る時、此くの如き決議と提案とを持つた事は、一九三二年の爲に惜しまざるを得ぬ。

けれ共、我國に於ては事態は異なる。私は、刑務委員會の完成と監獄巡視の制度（監獄法第四條第二項）の運用に依り裁判官及び檢事と行刑との融合を計る事を最も適當と考へるのであるが、我當局は一昨年以來の假釋放審議會を今年も引續き實行する事とし、相當の成績をあげて居る。やがて刑務委員會に迄發展す可き運命を持つものとして祝福し度い。尙、監獄巡視に關する論文では、正木學士が「少年受刑者の假釋放審査協議會」をもものされ、（刑政第四五卷第一號）巡視を以て判事檢事の當然の責務であるとされ（第七頁）たが、此の議論は相當重要性のあるものであり、行刑の將來に一道の光明を添ふるものと言はねばなるまゝ。

八

一九三二年には、新しい刑法改正草案が二つ發表せられた。一は日本であり二はフランスである。所謂舊刑法を與へたフランスと之を得た日本とが、同時に改正草案を出した事も奇である。

純粹な刑法理論はさて置き、此の兩法案の刑事政策を比較して私は、我が國のそれがフランスに對し著しく優つて居るものであり、今や我々は少くともフランスの刑事政策に對しては學ぶ可きものを有しなと言ひ得ると思ふ。我國の草案に就ては語る事をやめ、フランスの草案を一瞥して置かう。

刑法の改正に付て中部歐洲諸國が頗る熱心なるに引換へ獨りフランスは例のナポレオン刑法を固守し悠然たるものがあつたが、一九三〇年十二月に委員會が組織せられ、昨年復活祭の當日其の總則篇の第一回豫備草案 *Avant-projet de code pénal* が發表せられるに至つた。
(Revue internationale de droit pénal, 1932, p. 281 et a.)

總則は四篇に分れ、百四十三ヶ條より成る。條文の數に於て我國と殆ど同様である。今其の行刑に關係する部分のみを擧げるならば、累進制度を是認した事、獨居拘

禁を判決と同時に、判決の一部として言渡す可しとした事、イタリヤに倣つて賠償金庫 *caisse des indemnités* を設置した事、保安處分を定めた事等に注目する事が出来る。

累進制度は、現在フランスには行はれて居ない。外面的の辻褄を合はせ度がるアングロサクソンが喜んだり、數學的なドイツ人が歡迎したりする制度に過ぎないと極めて輕視して居たフランス人が突然之を刑法典の中に規定した事が面白い。その内容を見るに、*réclusion* に處せられたる者は其の刑期滿了前六月間、*emprisonnement* 受刑者は刑期滿了前の三ヶ月間漸次處遇を輕減し *progressivement atténuée* 自由生活に同化せしめる（第三條4.第三六條3.）。然し之は頗る不徹底なるを免れな。先づそれは、刑の種類に依りて此の處遇を加ふる者と然らざる者とを區別し、自由刑の種類は、本草案では以上二種の外、尙五種ある。一九、二〇、二一條）た事。次に之を適用する期間を刑期滿了前三ヶ月又は六ヶ月とした爲、入所と同時に累進的に刑罰を執行し得ざらしめ事實上累進制度なきに等しき結果に終らしめた事。第三は、假釋放とは無關係なるものと成つて居る爲、所謂自由刑の彈力性の作用する餘地の無い事である。

獨居拘禁が其の身心を侵害する事大なる爲我國（監獄法第一五條）ドイツ（刑法第二二條）が法律を以て之を規定せるは今更説く迄もないが、フランスはそれを、判決を以て一定の期間を定めて之を言渡し、行刑官廳はその判決の拘束を受くる事としたのである（第二四三第三一2）。刑の教育的價値に對し極めて無反省の如くしか見えぬフランスが、此くの如き規定を設けた事は敢て奇とするに足らないけれ共、行刑當局の教化手段を著しく侵害するものである事は疑ひを容れない。寧ろ此の規定は、一定期間を必ず獨居拘禁に附す可しとの判決よりも、獨居拘禁が一定の期間（刑種に依り一年二年三年）を越ゆる事を得ないと云ふ事に積極的價値を認め度い。

賠償金庫を置いた事は、寧ろ我國に先んずるものと言へやう。之は沒收品賣拂代金、刑務作業收益の一部、欠席被告人の供託金品收入 *revenue des biens séquestrés des contumax* 受領者なき損害賠償金を積立つる事に依り構成せられ、受刑者の家族扶助、釋放者の經濟的援助其の他に運用する（第一〇四條）。其の爲、受刑者は其の勞働の結果を以て賠償金庫に積立てなければならぬ（第二五條1.第三二條1.第三八條）。

保安處分（第二章第二節）には、各國の立法例に比し

別に何物をも附加して居ない。條件の詳細は刑法訴訟法の規定に譲つて居る爲（第七二條2.第七三條2.）不明であるが、本法は刑罰との間の執行關係に關する規定（例へば我草案第一二七條2.第一三一條第一三二條、第一三三條、第一三四條等）の無い事が甚だ物淋しいのみではなく、斯くては保安處分の満足なる運用を期待する事を得ざるに至り、折角の保安處分其物の價値を低下せしめるであらう。

假釋放に關し我國が一段と進歩を示せる（第一〇八條第一一〇條、第九八條、第一一二條）に對しフランス草案は何物をも示さぬ。（もつとも現行單行法を改正する豫定かも知れない。）否、却て從來兎角の議論のあつた *travaux forcés à temps* をも含め、*travaux forcés* は總べて假釋放を許可する事なしと明白に規定し（第二四條7.）應報的威嚇的排害の要素を強調して居る。現行法は無期刑に對し假釋放を許可しないが草案も依然此の精神を繼承して居る様である。假釋放の不許可は受刑者の改善の否定であり社會復歸の拒否である。既に此一事に依りてフランス豫備草案の刑事政策的價値は明かであらう。一九三二年は、かのポームス法すら假釋放の可能を容れた年であるのに、一方、かつて十九世紀の刑法を

支配したフランスをして此くの如き草案を作製せしめた年であつた事を惜しまざるを得ない。

九

自由刑の法律的性質を反省し、受刑者の正當なる法律的地位を確認す可き事は、新しき教育刑の絶對的な前提である。受刑者は其の改善に必要な限りに於て權利利益の制限剝奪を受くるのみであるにも係はらず、應報の傳統は無意識の中に、必要以上の、従つて不法に權益を侵害する事を正當視して居たのである。人が受刑する事に依り失ふ權利の範圍は、一に自由刑の目的が之を定めるのであつて、人は此の目的を越えた權利の侵害を受くる事がないのであり、従つて、權利の制限喪失が制限列舉的であつて其の賦與が限定的なのではない。之は從來の考へ方に於ける原則と例外との轉倒であり、近來、單なる恩惠と考へられて來たものが實は受刑者の本來有して居なければならぬ所の權利である事が多い。

その一は、所謂慰安 *recreation* である。之は從來、恩惠と考へられて居た。受刑者は本來 *recreation* に依つて身心の轉換を得、喜びを味はひ得るものではない。唯、國家がその博愛に依つて恩惠的に、之を *recreate*

する事を許すのであるとする。けれ共、よく考へて見るならば、國家は、自由刑の執行に依り受刑者の身心を傷害する可からざるの義務を有するのであり、*recreation* は其の義務を、國家が果すに過ぎないもの、即ち「自由刑の緩和ではなくて實に自由刑によつて傷けられる感情及び健康を救ふ安全瓣」なのである。これ、正木學士の「最近に於ける世界の行刑思潮及び現況」刑政第四五卷第八號第一二頁）宣明せられた所である。

次に同じく昨年、プロイセン議會は次の如き原則を決定し、政府に其の宣言を勸告した（*Der Statvollzug, 22 Jahrg. Heft 3, S. 90*）。受刑者の精神的並に道德的向上の爲に行ふ處置は、累進的刑罰の執行に於ける執行の軽減なる觀念を以て目す可きものに非ずと。故に、例へば職業的訓練の参考書の看讀の如きは入所當時より既に受刑者の權利である（*et cetera*）。

今や其の新しき累進處遇令を以て世界の行刑をリードしつゝあるプロイセンの此の宣言は、たしかに、今後の行刑の行衛を示すものと言ふ可く、貴重なる一モニュメントたるを失はぬであらう。

以上の如き流れを以て、一九三三年の年は明けた。顧みれば我々が昨年度に得たる收穫には、思想にも實際にも、さして華々しいものはなかつた。けれ共、行刑とはまさに此くの如きものではあるまいか。我々の前には、社會生活を追はれた敗殘者が充滿して居り、彼等の、遅いが然し確實なる改善を全うするが爲には、寧ろ華々しい飛躍の代りに、地味な人格的接觸が擇ばれるからである。

然し同時に、其の人格的接觸を可能ならしむる條件の客觀的價値に對する批判は、我々も常に之を念頭に置かなければならぬ。然らざれば徒らに我々は舟中舟を押すの愚を繰返す事に成らう。此の意味に於て以上に述べた問題は、今年、更に深刻に研究を積まれる事であらうし又新しい問題も提示せられるであらう。

本稿に於ける文献 (主として)

The Journal of Criminal Law and Criminology,
Vol. XXI, No. 5, 6, XXIII, No. 1, 2,
Revue de droit pénal et criminologie, 1932,
No. 1—8.
Revue pénitentiaire et de droit pénal et études

criminologiques, 1932, No. 1, 2.
Der Strafvollzug, 2 Jahrg. Heft. 1—8.
Archiv für Kriminologie, Bd. 90. Heft 1. u. 2,
3. u. 4.
Monatschrift für Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform, 23 Jahrg. Heft 1—4.

おこころわり

本會發行
「刑法規類纂」
「掌中行刑法規」
右兩書共に品切れと相成り、御注文あつても
應じかねることになりました。
仍て茲にお断り致して置きます。

刑務作業の統制に關する現況に就て

井 川 信 一

目 次

- 一 作業統制に導かれたる經過
 - 二 統制前と統制後に於ける就業者の移動状態
 - 三 連絡作業の實情と將來
 - 四 大量註文の引受と其分賦方法
 - 五 統制後に於ける作業成績
- 一 作業統制に對かれたる經過

昨年二月上海事變勃發するや我國民が等しく盡忠報國の念に燃ゆるの時受刑者と雖何ぞ祖國愛に變りのあるべきぞ。或者は零細な領置金の一部を割愛し献金を申出或は作業賞與金の一部より軍備充實費に献金を願ひ出る者ある等身自由束縛の境界にありながら其の報國の至誠は寧ろ自由民のそれに比較し毫も劣らざるものあり。行刑

當局に於ては何とか此の受刑者の愛國心を行刑教化に實現せんもがたと鶴首の折も折、在京二三刑務所に於て軍部當局より要急の軍需品製作を引受徹夜迄して漸く納期迄に完成したる事實の報告を受くるや、茲に勇躍忽ち全刑務所長に對し作業動員計劃の命令が發せられ、非常時局に除する我刑務作業の方針が確立せられたのである。此の通牒に依る刑務作業部面の活躍は事變と相俟つて實に目覺しきものありたるも如何せん自所作業力のみ極めて小範圍の注文引受けに過ぎずして然も作業不統一は賃金に於て製品出來榮に於て到底軍部當局の期待に添ふべき由もなき状態に在りたるに付、行刑局長は茲に一大英斷を以て作業統制を圖り在京軍部よりの注文は行刑局に於て直接注文を引受け、之れを各刑務所へ分賦の方針を確立せられ軍部當局に對しては此旨を通牒すると同時に、注文は電話照會有り次第即時係員派遣の方法を講ぜ

られたる處陸海軍兩當局より此の英斷的計劃に對し多大の賞讃を博し、續續大量の軍需品注文が有つた。行刑當局は局長書記官以下各係員の部署を定め、行刑局直接に之等大量の軍需品注文を西は奈良名古屋を始め北は青森に至る各刑務所へ作業分賦技能受刑者の移動を施行し、材料及び製品の取扱は全部巢鴨刑務所に命じて發送事務に當らしめられたのである。其の間行刑局長は自ら在京刑務所の作業状態を視察せられ、正木書記官は在京刑務所の軍需品製作に従事する受刑者に對する慰安の爲め就業者の夜間副食物迄買ひ求められ之を携帶して各就業者に懇篤なる訓示と激勵を與へられ、所長を経て副食物を給與せられたるに各就業者は此の激勵に感奮し手を固く握り占め報國の精神顔面に溢れ、所謂治者も被治者も全く慾得を離れ只之報國の至誠あるのみであつた。此の劇的光景は實に形容の言辭なく行刑事務に携はること十數年の私をして行刑は人と人との問題たる眞の學問を始めて體驗し感慨無量なるものがあつた。斯くして作業は豫期以上の好成績を挙げ從來刑務作業に對して誤解を持つて居た軍部當局を完全に理解に導きたるのみならず、刑務作業は軍部の動員計劃の一大要素にして非常事變に欠くべからざるものたること的好评を得陸軍大臣よりは軍

需品製作に従事したる受刑者に對する慰勞として金一封の寄贈まで受けた。

此の作業統制上の實蹟に鑑み行刑局長は之を全國的に計劃せられその實現が即ち昨年五月行刑第七五七號を以て官用品製作に關する企劃統一の件依命通牒相成たる次第でその結果竟に我刑務作業に始めて作業統制が實施せられるに至つたのである。

二 統制前と統制後に於ける就業者の移動状態

作業統制前に於ける技能受刑者の移動状態は兎角自所作業本位に立脚し移送者は第二流以下の剩餘技能者の部類に屬し時には技能者とは名のみ其の甚しきは集團生活にも適せざる所謂獨居者又は不具者をも混入せられ居りたる事例尠からず、受送刑務所に於ても先方刑務所の迷惑を慮り其儘泣寝入りの状態に在つて作業援助には何等の効果を挙げ得ず従つて技能者の移送後も依然作業能力は不確實にして到底大量要急の注文は引受得ざりし實狀に在りたるも作業統制實施以來刑務所職員は勿論受刑者に至る迄作業に對する思念一變し刑務作業一体の聲隨所に起り從來の惡癖一掃せられ自所の作業は或程度迄犠牲

を拂ひ進んで他所の作業援助に應じ技能者の移送は獨立して直に作業に着手し得る普通以上の技能者を選定するに至つたのである。昨年末廣島刑務所に於て海軍軍需部より大量要急の木工品の注文を引受たるも技能者不足の爲め納期迄に完成困難に付他所より技能者移送の申請あるや行刑局長は直ちに附近刑務所は勿論九州方面より福岡宮崎の各刑務所長へ技能者移送の通牒を發せらるるや各所共優良技能者を選定し剩へ移送直後作業に着手し得る様器具迄携帶せしめ移送したる結果廣島刑務所に於ては納期迄に悠々完成し得て而かも製品の出來榮亦頗る良好の好成績を挙げ眞に作業援助の目的達成の實例ある等幾多の涙ぐましい實蹟を挙げたのである。斯くの如く刑務作業一体の精神を以て必要に應じ隨所に技能者の移動集禁方法を講じ大量注文の製作に當らしめ得るは實に刑務作業の威力とも謂ふを得べく到底民間業者の企て及ばざるものであつて刑務作業の長所である。是亦作業統制實施に伴ふ功績の一つと見るべきであらうと思ふ。

三 連絡作業の實情と將來

昨年三月所澤航空補給部より行刑局へ飛行機の梱包箱廿個の製作方電話照會あるや、行刑當局は軍部當局と製

作上の打合を爲したが、其の見本品によれば何れもその偉大なことに驚き刑務所製品としては末だ嘗て見ざる大量注文にして其一個の所要人工は少くとも八十人以上を要し加之納期は向ふ二十間即ち三月末日迄とのことで、引受價格は總計約一萬圓以上に達する見込であつたが、之が製作に就ては少くとも在京刑務所へ地方刑務所より技能者百五十名位移送集禁せざれば納期迄に完成困難だと思はれた。そこで行刑當局に於ては刑務作業一体の見地より之が製作を引受直に在京以外の附近刑務所へ技能受刑者の動員命令を發せらるると共に作業施設上の計劃を樹立し先づ所澤に最も近接せる川越少年刑務所を以て組立作業に小菅刑務所を材料配給及切組作業に巢鴨刑務所(府中)へも切組作業に當らしめ三刑務所の共同作業に移し三刑務所の技手技師を召集して其指導に従事せしめられる等其の製作上の萬全を期し其完成に努めたる處納期迄に完成豫期以上の好成績を挙げ刑務作業特有の連絡作業の目的を達成し軍部當局より多大の賞讃を博したのである。

行刑當局に於ては斯る連絡作業の實蹟に鑑み昨年五月行刑第七五八號を以て數個刑務所間の作業連絡に關する件依命通牒を發せられるに至つた次第である。

將來官用品の製作上此種連絡作業は各刑務所特有の作業力を利用し或は材料配給上の利便を得且つ作業力の増大擴張等幾多の利便あり所謂刑務作業一体の實を表現し得るものにして刑務作業施行上最も重要事項に屬し其の適用に依りて技能者の移送費を畧き作業資金の節約を計り製作上の迅速を期し得る等種々の効果を得るを以て將來益々斯種連絡作業の必要を痛感する次第である。

四 大量注文の引受と其分賦方法

作業統制上最も必要なことは統制区内各刑務所相互の連絡殊に代表刑務所に於ては区内各刑務所の作業能力と現在の作業状態を知悉し置き各所現在の作業力に適應すべき作業分賦を行ふこと最も必要とするのであるが茲に分賦上特に注意すべきことは代表刑務所は常に自所の作業に相當の餘力を存し大量ならざる要急の小口注文は自所に於て引受尙区内各所の製品に對する多少の手直し、其の他統一上の作業は全部自所に於て負擔の外納品に對しては代表刑務所に於て絶体的に責任を負ふべきものである。若し不合格品に對する責任を注文先と製作刑務所との直接交渉に移すが如きことあらんか注文先の官公衙の迷惑一方ならず遂には作業統制を紊すものにして作

業分賦上最も注意すべきものと思ふ。試に第一區行刑當局に於ける作業分賦方法を左に掲げ御参考に供し度い。

- 局長……書記官……
- 代表刑務所(巢鳴)
- 設備能力係(作業技師)
- 計劃庶務係(司法屬)

計劃庶務係は常に官公衙との連絡を保ち上官の命を受け区内各所への作業分賦上の計劃を樹立し官公衙よりの電話照會其他注文の通報を受くるや直に設備能力係に回送す。設備能力係は各所の作業能力と作業の現状を調査し書記官局長の決裁を経て分賦數を決定し各所へ作業配賦の指令を發し一方代表刑務所へ材料の配給其他製作上必要事項を通報し別に納期監督一覽揭示板を設け各所の製作状況の如何に依つては更に製作品の分賦換又は作業共助の方法を講じ納期は刑務作業の生命たることを嚴守し其の實行に努めつゝ在り。区内各所協力一致克く作業一体の實を擧げ近時各所共作業の面目全く一新し官用品の注文日日増加の傾向に在る。

五 統制後に於ける作業成績

最近茲十數年間に亘り吾行刑界に二大刷新が行れた。

其の一つは假釋放審査規程で他の一つは作業統制制度である。此の二つの制度は恐らく吾行刑史上に特筆大書の價值あるものたることを斷言し得ると思ふ。前者は行刑最終の目的たる假釋放審査の基準を定め後者は行刑の中樞たる刑務作業の基本原則を規定したるものにして共に近時行刑上の名案として好評あり。前者の成績は既に發表せられ居るを以て後者の成績即ち作業統制後の成績に就て其實況調査の状況を記述し参考に供したい。

昨年五月作業統制實施以來各所共作業部職員の氣風一變し從來の如き自所作業成績のみに執着せず進んで他所の授助作業を引受くる其功績を刑務作業の大局に置き各所協力一致其の目的達成に努むるが如き所謂作業共助の美風著しく向上せるは吾刑務作業の前途洵に喜ばしき現象である、一方作業収入に關する成績を調査するに本年度は財界極度の不況に陥りたる爲め受負作業は其中堅たる久留米耕を始め殆んど全部貸金二割以上値下の外或は作業廢止又は人員減少の已むなきに遭遇し刑務作業は實に前代未聞の悲境に陥り他面官司委託作業も現下の非常時局に直面し購買力の減退に手も足も出ざる實狀にありたるも幸に作業統制の實現を見るや陸海軍各部は勿論各地官公衙より刑務作業の確實性を認められ其信用を博

したる爲各所共官用品の注文激増し製作収入は著しく増収を見るに至れり。最近の調査(本年一月の現況)に依れば左記の通り製作収入は受負作業の減収を償ひ尙且つ全統制區を通じ前年度の實收額より約二十五萬圓の増收の好成績を擧げ就中第一區の如きは前年度收入額に比較し實に三十萬圓以上の増収を擧げ得る見込にして近年稀有の好成績を擧げ殊に巢鴨小菅刑務所の如きは在京陸海軍部當局より木工品金物の注文殺到し附近刑務所の技能者は殆んど半數以上兩刑務所へ移送集禁し全能力を傾かし其の製作に懸命の努力を拂ひ居るの實況にして之偏に作業統制に依る刑務作業の實力を軍部當局に認められ其の信頼を得たるに外ならず是に依つて此を見るも作業統制は實に吾刑務作業の生命線とも謂ふべく、其の實績は敍上の如く作業部面の刷新に收入増加に今や着々として其の功績を擧げつゝあり。

將來益々各統制区内刑務所相互の連絡協調に力を注ぎ刑務作業の大局に善處し以て行刑最終の目的貫徹に邁進すべきことを痛感し茲に諸兄と共に奮勵努力せんことを契ふものである。

(終り)

昭和七年度收入見込額調

(▲印ハ減額) 單位圓

別區	十二月迄調定額		一月以降收入見込額		合計本年度收入見込額	前年度總調定額	増差
	製作收入	貨金收入	製作收入	貨金收入			
小菅	270,238	56,778	142,355	17,594	420,000	393,394	▲26,606
市谷	1,447	1,075	765	34	3,611	3,108	▲503
豊多摩	73,695	23,277	31,882	8,931	135,815	117,562	▲18,253
巢鴨	234,647	200,122	395,350	7,500	640,509	472,676	▲167,833
横濱	111,188	169,855	41,000	1,000	170,173	125,437	▲44,736
千葉	46,095	3,441	21,372	2,557	84,808	81,519	▲3,289
水戸	18,285	9,872	5,650	3,767	37,574	49,486	▲11,912
宇都宮	11,130	25,233	3,833	7,573	11,406	48,838	▲37,432
前橋	26,100	26,807	21,083	9,750	74,740	76,731	▲1,991
静岡	101,174	69,732	108,364	1,907	210,271	195,296	▲14,975
甲府	22,580	26,066	5,000	4,000	43,186	48,181	▲4,995
長野	18,291	14,353	6,200	4,592	10,792	47,323	▲36,531
新潟	19,200	11,571	6,100	4,189	10,819	49,763	▲38,944
宮城	81,666	11,571	6,440	2,775	16,865	15,175	▲1,690
秋田	26,889	4,451	17,575	2,171	51,466	55,095	▲3,629
計	1,116,945	2,077,147	1,340,711	89,688	2,289,780	1,958,778	▲330,992

別區	十二月迄調定額		一月以降收入見込額		合計本年度收入見込額	前年度總調定額	増差
	製作收入	貨金收入	製作收入	貨金收入			
青森	16,275	1,283	5,998	429	23,985	23,414	▲571
小田原(少年)	23,830	1,506	11,151	600	36,051	28,099	▲7,952
川越(同)	1,330	2,039	2,287	660	2,947	3,411	▲464
盛岡(同)	12,490	1,338	6,924	418	20,774	20,052	▲722
八王子(同)	291	1,133	150	280	1,834	1,944	▲110
計	1,116,945	2,077,147	1,340,711	89,688	2,289,780	1,958,778	▲330,992
京都	108,019	180,844	476,008	61,831	1,798,944	1,848,008	▲49,064
大阪	137,285	96,828	146,422	45,140	425,665	425,522	▲143
神戸	161,350	39,440	86,000	14,700	301,490	314,990	▲13,500
奈良	22,457	11,739	7,695	4,383	45,274	59,980	▲14,706
滋賀	16,294	26,903	4,500	6,300	54,097	55,564	▲1,467
徳島	22,001	14,907	20,376	5,499	62,783	41,504	▲21,279
高松	6,048	24,942	2,925	6,947	36,172	22,875	▲13,297
名古屋	50,925	89,633	90,930	3,300	194,230	154,118	▲40,112
三重	178,776	64,122	68,000	15,000	325,908	153,557	▲172,351
岐阜	20,330	30,811	5,722	5,000	32,502	34,670	▲2,168
岐阜	36,542	16,265	9,150	5,797	67,942	69,166	▲1,224
金澤	54,158	22,123	17,098	6,602	100,711	92,496	▲8,215
姫路(少年)	25,125	33,277	11,031	7,777	44,541	60,072	▲15,531
岡崎(同)	61,577	25,911	3,050	7,477	115,455	112,545	▲2,910
計	899,017	381,225	547,808	132,560	1,959,510	2,011,299	▲51,789

合計	第 四 區				第 三 區												
	北海(少年)	釧路	網走	函館	計	久留米(少年)	岩國(少年)	沖繩	宮崎	鹿兒島	熊本	福岡	長崎	松江	岡山	山口	広島
二、六七八五五	一、五八五九八	六、五五二	一、五〇七三	一、七九二六	二、四〇一	二、二二九	一、三九四	二、二五五	二、五二六	二、一五七	三、五八二	九、九二二	五、五三四	一、四二五	三、二五六	五、五〇八	九、三〇五
八、六七七九三	三、九一一〇	三、七九四	二、九七四	一、三〇八二	二、四〇一	五、六二九	六、一五五	二、八五六	二、六九五	一、四五六	一、七二七	四、〇九三	四、〇六三	一、七六三	一、五六三	一、七〇九	二、六〇五
三、五四五六八	一、九七七〇	一、〇三八六	一、八〇四七	一、五六六九	二、二〇九	二、〇〇九	二、〇〇九	一、五〇九	四、五九二	三、四〇三	三、八一九	一、四〇八	九、七三六	三、二八七	四、六〇九	七、四〇一	一、八二〇
一、七九〇五六七	七、七八七	四、〇五〇	七、〇五五	七、八五八	五、四〇五	二、六〇九	六、八五九	五、五五二	七、七〇〇	五、二一八	三、三六二	四、七六二	一、八一六	一、三三六	一、〇七四	二、〇四五	七、三〇〇
二、九二七七四	二、一八三	二、〇〇〇	二、〇〇〇	七、八	五、六二六	八、二五六	二、七〇〇	一、四〇〇	七、六〇〇	五、五二四	八、五六九	九、六二〇	一、二六八	七、四八六	五、〇六四	五、三五四	九、八三一
二、〇二三四一	八、九六四〇	五、二五〇	八、二〇〇	七、九三六	五、九六二	三、四七六	九、五五九	六、九五一	七、三二六	一、〇八二	四、二八一	五、七三二	三、〇四七	二、〇八三	一、五七六	二、五八九	九、二八八
五、六二七九九	二、八七三四八	一、五六三六	二、六二四七	二、三六〇五	一、八二八	一、〇九一	三、六三〇	二、七〇〇	二、七二五	六、二二一	四、四九五	九、五〇〇	一、九一八	二、七三八	五、二六四	九、八三〇	二、〇九六
五、三七八一五	二、五七三三九	一、五二二二	二、七三六四	二、九〇〇九	一、八二八	一、一五〇	三、三三〇	二、八〇四	二、五〇九	八、二六八	五、二〇四	一、〇二七	二、八五九	二、七三〇	七、五三三	一、〇六二	一、八二五
二、四九八〇四	二、九八九	四、二四	一、二二七	五、四〇四	三、〇六二	二、四〇三	二、四〇三	二、七〇四									

曉の鐘

戸田作造

(一)

見るもの、聴くもの、読むもの、修むるもの、習ふもの等の場合、恰も符節を合せたるが如く、ピツタリと其の腑に落ちたときの快感程、ハツキリした氣持に打たれることは、他に容易に味ふことが出来ない。思はず膝を打つ程、それ程、貴重なる獲物であらうと思ふ。

誰しもが、職務に御奉公を続け行く間には、其の時間其の場所、其の時代等に於て夫れ々々の、主義乃至方針なるものを持たざるを得ぬ。其のときに於て自己の信ずる問題に就き、他より、所謂裏書を受けたるとき程、愉快なるものは、他に容易に見出し難き程、其れ程、大なる獲物であらうと思ふ。而かも、ハツキリとして、東天曉を仰ぐの快感が起り、従つて勇氣も數倍を加ふるであらうと思ふ。

「刑政」一月號の卷頭言、竝に同號牧野博士所説「行刑に於ける技術化、經濟化及法律化」と、又法律新聞本

年一月一日發行號所載、正木書記官發表の「最近に於ける世界の行刑思潮及び現況」は何れも共に不肖私に取つて、ハツキリとした氣持を生じ、東天曉を仰ぎ、勇氣數倍を加へたる乎の如き快感に打たれた。其の氣持が、期せずして、本編「曉の鐘」と題するに至つた。これ實に私の偽はりなき、良心の呼び聲であらうと信じて居る。

(二)

學者の所説だからと言ふて苟しくも心にもなき阿言、追従は、我等刑務官吏に於ては禁物でなくてはならぬ。我等の心境は常に「赤誠」一途でなくてはならぬ。其れと同時に義禮を失しては、更に不都合千萬である。阿言追従に見える乎、乃至は失禮に當る乎、否乎は讀者諸賢に於て、裁決を與へられたい。乗つた舟、ココまで漕いだ以上、行く先、或る程度までは漕がざるを得ぬ。

牧野博士の「行刑の經濟化」正木書記官の「彼等の額から汗をしぼり出さねばならぬ」は何れもが、能くも急所を道破せられ、能くも實際と合致せる「曉の鐘」ではあるまい乎。斯く言ふ、私は或は惰け者である乎も知れぬ。併し惟ふに、例へば、水も運動なきとき、腐るであ

らう、腐つたなれば、周圍に人間其の他の生物の生存は困難であらう。魚類も荒波に揉まれなくては、美味が無いと言はれて居る。

草木は冬季は休眠の時代なりと説くのは、現象學的皮相見であつて、寧ろ落葉冬季の節こそ、榮養攝取に大に努力活動して居るのである。

地球は一秒時間をも休養せぬではない乎。神佛は晝夜兼行の働きがあるであらうと思はざるを得ぬ。

太陽に休日は無い、斯の如く、數へ来れば、數限りが無い。

由來、大自然界に於ける諸法則乃至絶對的の大道は、我等人間の世界に何等交渉を有たぬ、無縁的他所事なりとして之を看過し去る向ありとならば、因縁界の容れざる所であらうと思ふ。大自然界の中に在る、諸法則乃至絶對的の大道と、人間界の間には、一種の大なるトンネルがあつて絶えず往來し、諸般の取引勘定を營み居るであらう。換言すれば、人間は大自然界に於ける、諸法則乃至絶對的の大道の支配を受け、絶對之に服従し居る關係の立場に、在るものと言ふべきであらうと思ふ。

翻つて、自我を見詰むべきである。靜かに自我を見詰むるとき、徒食遊惰に流れし際、如何に不快乃至心身に

(三)

天地に陰陽兩部ある如く、人間の生活にも亦、陰陽兩部の存在を忘れてはならぬ。ココに休養を必要とするのである。世上勞働時間に制限を加へむとする所以の理由は、此の法則に由來すべきものと思ふ。左れば所謂酷使、虐待に陥つては、是又天地の諸法則に反すべきである。斯様に押へて來て見れば、受刑者の作業時間は大體現行の其れを以て妥當となすべき乎。要は作業時間の妙用に着目すべきである。

而して教育と言ふことの通念を、是正する必要があるやうに思ふ。由來教育と言へば、直に羽織、袴、洋服御座敷等と結び付ける弊害があるやうだ。果して然らば這は大なる誤謬乃至偏見である。教育は働くと云ふことに額に汗すると言ふこと、是れが基本概念であらねばならぬ。否らざれば、天地、之を許さぬであらうと思はざるを得ぬ。

教育なるもの出發が、所謂殿様から初められた悪縁とも言ふべきものがあつて因襲に囚はれ、遂に有関的に意識するやうになつた罪も、多量に見出さねばなるまい。

異和を訴へ來るべき乎。之に反し、大に働き、額に汗を流したるとき如何に愉悅を感じ、爽快を訴へ來るべき乎。右の如き現象は自他悉く之を意識し體驗する所の、絶對事實であらうと信ぜざるを得ぬ。一體、斯の如く因果應報的に現はるる、絶對事實の根本理由は、之を何所に求むべきであらう乎。私の見る所を以てすれば天地の諸法則に反抗し徒らに徒食遊惰に流れたるを以て其の結果、不快乃至心身に不調和を訴ふる必然の歸結なりと信じて居る。之に反し、天地と共に働き、大自然界に於ける、諸法則乃至絶對的の大道に反抗する所なく、能く之に服従し、從順に天地の大道を守つたから、果報として、愉悅を感じ、心身に爽快を招來するものであると思ふて居る。

心臓の鼓動に休日は無い。血液の循環に徒食遊惰のあらう筈は無いではない乎。

之を要するに、人間は働かねば死ぬ筈の運命を負担して居ると、言つた方が、能く適する乎も知れぬ。故に働くこと、額に汗することは、我等人間の義務所の話ではなくして生存上、絶對的の一大權利なりと言ふべきである。左れば行刑の經濟化乃至全力傾倒主義の強調は實以て、癸酉初頭の警鐘であらねばなるまい。

額に汗すること、大いに働くこと、雑巾を取ること、箒を操つること、進んでは主人の靴を取ること等々と、チリ／＼、バラ／＼になつた教育ならば、非教育であつて眞の教育では無い。況むや行刑教育に於ては、言はずして落ちるではない乎。

苦樂は一本ではない乎。若し其れ、働くこと、額に汗すること、苦痛なりと思ふ人ありとならば、次に生ずるものは樂、即ち快感、愉悅である。徒食遊惰より生ずるものは、不快と心身異和の苦痛である。斯の如く樂と苦とは一元二象の原理を能く認識せなくてはならぬ。死なき病氣なら、罹るがよからう。全快の快樂は病苦が産だ賜ものではない乎。忠孝一本を認むる以上、敬愛一元を信する以上、苦樂一本位の道理を認識することは、所謂朝食前の仕事でなくてはならぬ。

(四)

頭腦に上らしめ過ぎると、自然に惡念惡想が、次から次と湧き出づるものであらう。ココに於て書籍閱讀に因る教育價値に付ては大いに考慮の余地がある。殊に先生無しの放題讀みなるが故に、彼等の頭腦の中は丸で御隣りの國家見たやうに、雜然として、混亂、争亂の状態を

呈し居る乎のやうに見える。受刑者は通じて逆上性を帯び、精神上の安定を缺いて居る。左れば其の逆上性、精神を安定せしむる上より見ても亦大に働かしむべきである。算盤の取り方を知らしむる上より見ても大に額に汗せしむべきである。受刑者の多くは、算盤の取り方を知らぬ。故に常に、損失の反覆で以て人生を破壊して居る。即ち人を殺せば、死刑又は無期若くは相當の有期の懲役と其の他種々なる苦痛とが算盤の答へであるのに此の取引勘定の算盤の取り方を實際の上に辨別し得ずして他人を殺す。一事が萬事、受刑者は概ね斯の如く、算盤の取方に迂遠、極まる者である。

血液が頭腦に上り過ぎて居る。逆上性受刑者に對し如何に高遠なる教誨も、百の説法も、其の効果は余程制限を受くるものと覺悟せなくてはなるまい。之を實際に見るも、働かすれば、働かす程、受刑者は自力更生乃至他力改善の効果が擧がることを認めるのである。教誨、教育の効果は所詮額に汗の中にその狙ひを定めなくてはならぬ。感化院、矯正院乃至少年刑務所の如き一層然りと信ずるものである。

(五)

行刑の經濟化乃至大に額に汗せしむることに付、差當つて擧げねばならぬ二ツの問題がある。其の一ツは作業賞與金計算方法を働き高に因る、歩合計算に改むることである。人間は打算を免れぬ、従つて民間工業諸會社も働き高に依つて計算する賃銀制度を認む、一考の價值あるべく思ふのである。

其の二は刑務作業を指して民業壓迫なりとする世間一部の聲である。是は絶対に排除せなくてはならぬ。不肖私に於ては左様の理由は何所にも發見することは出来ぬ、道理の立つ國家を指して文明國と言ふではない乎。言ふ人達の中には隨分と、我儘があるやうに見える。左れば漸次に絶滅に努むることは、我等の職務の一部であらうと思ふのである。

本編未だ締りを成さぬ。正木書記官發表の法律新聞所載「最近に於ける世界の行刑思潮及び現況」の中には實務者の調査事項或は考慮事項と符合一致せる興味深き諸問題を残すからである。然れども、拙なき長談議は、刑政紙面に對し、所謂經濟化に當らざるべきを以て次の御縁に讓ることとしよう。(了)

Evolution of the Prison System in Belgium
A. Delierneux

伯耳義に於ける行刑制度の發達(三・完)

伯耳義王國政府司法省行刑局長

アー・デリエルニユウ

(十一) コツテージ式〔續〕 Cottage Plan

(ロ) コツテージ B

このコツテージは家族型で、茲處での父たるもの、位地は管理の首腦たる所長及びハウス・マスターによつて占めらるゝのである。青年を指導して、疑惑と混亂に苦しめる彼等を勵まし支へ、眞摯な深切な協力の精神で生活改造の事業に彼等と共に心を一にして働くのが、この父たるもの、責任なのである。

母の位地を占むるものは、下僚の職員達で、其の職務

は第二次的のもので、青年達の日常に注意し、彼等をして規則に違背せず改悛の實を擧げしめるように傍から助けてやるのである。ホームに於ける母の如く、微等は若い者が衛生と秩序の習慣を養ふ様に注意し、日常生活の細かな所まで世話をし、悲しむものがあれば慰めてやり失望する者は勵ましてやり、萬事につけて悲しみも喜びも之を共にして行くのである。彼等は互に心を打ち明る友であり、忠告者であり、語と行で、自分達のあづかつた青年の徳性の發達に健全な感化を及ぼすことを努むるのである。

コツテージBは更らに幾個かの組グループに分たれ、各グループには指導者として一人の職員が傳いて居る。各グループ

グループに属してゐる青年は約十人である。而して所長は各グループの一般の進歩に意を用ひ、グループの間に健全な競争心を起させると同時に、必要とみれば、各グループの活動を協調せしむるのである。

各グループは努力奮闘の志向を養つて行く競争の中心であるばかりでなく、一方には、社会的な協同精神を養ふ素地でもあるのである。正直な勉強なメンバーは、グループにとつて生産的な人であり、グループをしてコッテージヤの名譽の地位を占しめるためにはなくてはならないものなので、自然グループに喜ばれるし、怠惰な懦弱なものは之に反してグループの厄介者として取扱はれるのである。グループの仲間はいふ者を勵まして、自分達の模範を示して、グループを辱かさないようにするのである。

どうしてもだめなものは、グループの中では直ぐ發見されるので、其態度を改めしめるためにはあらゆる手段を盡くさるのであるが、それでも甲斐がなく、悪い考へが改まらなければ、其者はコッテージAに追ひ下さるのである。かくして、仲間同志でもだめだといふ有害な分子を驅除して行くのである。是に至つて、追ひ出されたものは初めて、何故に嘗つて自分が自由な

社會生活から、驅逐されたか、更らにまた、再びこの屈辱を受けまいとするならば、社會から驅逐せられた理由を如何に深く心しなければならぬかといふことを、今更ながらはつきりと理解することができるのである。

コッテージBに在る期間は、ミニマム(最短期)が九ヶ月である。忠實に改悛の効を擧ぐるに努めて、其義務を果たしたものがコッテージCに進めるのである。

(ハ) コッテージ C

漸進的に自由生活への準備を完ふして行くには、青年達が次第に常任の指導者なくして自ら進んで爲すべき義務を果たし、自ら治めて過たざるよう學んで怠らざることが必要である。これが家族的處遇に次ぐのステージ(段階)で、コッテージCの爲すべき任務なのである。

今迄、コッテージBで、家族的な援護者の親切ではあるが強要でもあつた指導の下で行つて來た事を、今度は傍から干渉なく自分の意志の働きでやつて行くことに慣れなければならぬのである。コッテージCに於ける職員役目は、だんぐと手加減をして、監視は怠らないのであるが(時に必要であれば干渉するが)、次第に指導者としての職員たる自分の立場を目立たないようにす

ること、之と共に、收容者の爲すべき所は、層一層自分といふものをはつきりさせて、自奮の意氣に燃えることなのだ。我等は、青年を個性に順つた自治の道へ導くばかりではなく、自から進んで心から自分の仲間の幸福を謀らうといふ氣持にさせようと努めてゐるのである。

是に於てか、コッテージのインメーツ(仲間)は相互扶助の目的を達するためにマネージング・コムミツティー(理事)を選擧して事務處辨の勞に當らせるのである。相互扶助の仕事といふのは

(一) 貯金にする基金の組織

共済組合の組織(釋放されたもので、如何ともすべからざる周囲の事情のため窮乏の身に逼まれるものを救助する)

(二) 子の收容により貧困に陥りたる仲間の母の扶助の三つである。

コッテージCのインメーツのみより成立し無記名投票で選ばれたこの理事の行ふ權威は德義上の權威で、其メンバーが自分達の勇敢にして忠實な態度で仲間からち得たものである。

このコッテージに行はれる法則は、正道で有用な目的に向けられた生活を實地に示し、かくして改悛を促進す

るに都合の好い氛圍氣を作り出すの目的で、各自悉く全力を盡くして自己完成に精進しなければならぬといふことである。有用だと考へた事は各自競ふて他のもの爲めに之を致すのである。そして、何處までも扶け合ふのである。

かくして、コッテージCは徹頭徹尾人間を社會化するソシアリゼーションのセンターでなければならぬのである。ハウス・マスター及び他の職員は、このコッテージでは、控へ目な目立たないものではあるが、極めて微妙に道徳上の感化を及ぼさなければならぬといふ役目を有つてゐるのである。彼等の威信、處遇の呼吸、心理的の眼識といふようなものはこのコッテージには他のコッテージに於けるより一層必要で、殆んど努力の成功に

なくてならない絶對的な要件といつても可いのである。彼等はインメーツの進歩の跡について考察し、一路向上の道をたどつて迷はないように心を用ふるのである。彼等のインメーツ各自に對する處遇の筋道は、猶ほ依然として改められない缺點に注意を喚起し、之が矯正克服の手段を示唆し、更らにどこまでも高い道義の水準へ一歩二歩到達するように促し勵して行くのである。

其上に、かういふ處遇上の組織は、コッテージCから

行刑施設につきまふ不快な氣^{アトモスフィア}圍氣を除き去る効力があるのである。このアモスフィアは自由な生活のそれと毫も一致してゐないといふ意味で人為的なるが爲に極めて有害なのである。善い事も悪い事も、許されてゐることも禁じられてゐる事も、コツテージでは自由生活に於けると同じでなければならぬのである。大部分の行刑施設ではそれがそうではなく、善悪のはじめが全く人為的なのである。

コツテージCでは全く之に反して、若い人達は、世間普通に行はれてゐる道徳律に従つて、自分自身の努力で缺點を改め善く身を處することを學ぶのであつて、従つて、自らの將來を考慮して之に備へ、延いては、他の人の身をも思ひやるといふ風になるのである。實にこのコツテージは眞個の生活への實地の準備のセンターともいふべきである。

(二) コツテージ D

青年收容者の訓練のためのこの施設の任務は、これだけの準備を以ては終らないのである。この準備が終つた時に、自由生活へ適應させる事が必要になるのである。これがコツテージDの第一の任務なのである。

系統的にこの事業を組織して行かなければならないのである。で、此問題は、青年犯人の復活のための施設では、固より忽諾に付することはできないのである。これ、この施設の最後のコツテージがブリズン・ライフ(拘禁生活)からフリー・ライフ(自由の生活)への過度の生活をとり、のへるために役立てらるゝ所以なのである。このコツテージの生活は施設中に在つての半ば自由な生活で、コツテージCで最短期九ヶ月の訓練の後、十分満足な成績を與へたインメーツが入るのである。

このコツテージは行刑制度上所謂彼の「セツルメント」とか「コロニー」とか稱せらるゝものゝ一種である。此處に在る青年達は普通の衣服をまとひ、各自自分の室を有つてゐて、工業又は農業に従事して、近隣の都市又は農村で勞働する爲に自由に出て行けるのである。朝出て、夜歸るのである。彼等は食料を支拂ひ、其他、妻のない勞働者の普通するように、萬般の身の廻りの事は自分で取りしきつてやるのである。閑暇時はどう使はうと本人の勝手に、施設内で講ぜらるゝ學課に續いて出席しようと、室に留まらうと、讀書室へ行かうと遊戯室へ行かうと凡て自由である。一週一回夜間外出する事ができる。

累犯の原因は、大抵、受刑者の自由生活への復歸の段取りに充分慎重な注意が拂はれてゐないといふ事實に存するのである。處刑が終ると、後は直ぐに街上に投げ出されるのである。成程、此處彼處に釋放後の世話をしてくれるエーゼンシー(機關)はあるが、しかし、社會的復活を有効ならしむるための十分な組織を有つてゐる國は甚だ少ないのである。時に個人として、この事業に一身を捧げて盡くすといふ美しい例がないではないが、大概の保護施設では好い加減な上の空の仕事をやつてゐるのである。それも無理はないので、此等の施設は、釋放者を自由生活へ適應せしめるといふ困難な役目を引受けて其の責に任するだけの十分な設備組織ができてゐないのである。

國家は刑罰を科するために數多い施設を有つてゐてこれが爲めに莫大な經費を費やしてゐるのであるが、釋放者を社會に復活させるには物惜しみをして金を出さないのである。實の處、多くの國では此の問題について殆んど興味さへ有つてゐないのである。しかしながら、我々が、理論の外に、刑罰といふものに眞の社會的並びに道徳的な意義を與へようとするならば、釋放者の社會生活への適應といふことには特に注意を拂ひ、でき得る限り

しかし、固より門限までには歸寮しなければならぬのである。日曜日には、家庭の相當な親族があれば、訪問するのは自由で、又は、健全な娛樂なら何なりとやつても差支ないのである。

この半は自由な生活で、我々は青年の訓練の熟したかどうかといふ事を判断することができるのである。本人の訓練の發達進歩は外部の誘惑で却て促進せらるゝのであつて、この經過が、自由生活への適應に努むる青年達を助け、保護機關と協力して社會的復活を準備することを其職とするコツテージDの職員によつて仔細に検討せられるのである。この發達が完成せられると、青年はパロール(假釋放)で施設を出ることができるのであつて、そして、彼れを監視指導して、社會復歸を遂げしむる使命を有つてゐる保護機關へ指し向けられるのである。この條件附自由の期間は最短二ケ年であつて、この期間の行狀が満足であれば結局の釋放となり、そのクライマックスが社會への完全な復歸ともなるのである。

青年がコツテージDにゐる間か若しくはパロールに在る間、行狀正しからず、公然と故意に自分の身に置かれてゐる規則の拘束を破る事があれば、其者は法律で定められた最長期を越へない期間中更らに再び今までの處遇

訓練を受けるためにその施設へ戻されるのである。

以上述べた所は、ベルヂツクに於ける青年犯人のトリートメント(處遇)のプラン(仕組)である。かゝるトリートメントが其土臺として青年犯人に對して社會を防衛する特別の行刑法を有つてゐなければならぬのは、分明かりきつたことである。即ち、抑壓的でない、本質上社會的で教化的な目的を有つてゐる法律である。プロベーション(監視附刑の執行猶豫)が全く不適當であるか或は已に失敗した場合の犯人に限つて施設に收容するといふ法律である。かゝる法律を基とする必要があるのである。

自分が青年犯人のための行刑施設の組織を述べ立てた理由は、かゝる種類の施設は從來無かつた皮切りの初めての行刑施設であつて、普通の成年犯人のための行刑施設に及ぼす影響の大なることの否むべからざるものゝ存することを考慮するが故である。それは、一個の先驅者として、行刑制度の行くべき道を指してゐるのである。

(十二) 正常な成年犯人の
リホームートリー
Reformatory for Normal Adults

正常な成年犯人のためのリホームートリー(感化監)は其本質としては、青年に適用される處遇の方法を成年者の特別の心理と各自の經て來た社會的の位地境遇に應じて變化させて運用して行く施設なのである。ベルヂツクには未だ成年犯人を收容するリホームートリーは設けられてゐないのであつて、彼等は今尙ほ獨居監に拘禁されてゐるのである。此處二三年の内には、我が國ではこの時代後れの處遇方法を棄て、速かにリホームートリーを創設して、漸次に受刑者を自由生活に慣らして行くといふ考へで、プリズンを刑罰の執行をして有効に役立たせる場所とし、而してかくして、箇別的にも集團的にも道徳的にして社會的な、智能的にして職業的の、而してまた身體の鍛練をも忽にしない教育の連続したプログラムによつて、プリズンをして更生的努力のセンターたらしめんとするの意義を事實の上に示さなければならぬものと自分は考へてゐるのである。

リホームートリーでは、受刑者は改善の功の次第に現るゝに従つて、我々自由人の大多數が生活上荷はなければならぬ責任と困難とに漸を追ふて直面して行かなければならぬのである。彼等は一步一步向上の路をたどりつゝ、放縱に陥ることなく、善く自由を運用することの改善の可能性に信を置いて、その累進的の組織の中に假釋放者としての監外の勞働、半自由、並びに自治生活といふような仕組を取り入れて、語でなく事實上信頼の念を示してやらなければならぬのである。

此等の新しい方法は、行狀佳良のものに報賞として累進的に新しい物質上の特權を與ふるといふことに存するのではなくして、これとは異つた別な要素を基とした新しい行刑處遇の方法を創案することに存するのである。吾人は、先づ、かゝる行刑施設の、たとへ唯一のものでないとしても、其本質的な役割は社會の防衛に参加するに在りて、而して、この役割を果たすための最も確實な方法は、行はれた犯罪の底に存する悪意に多少なりとも釣合のとれた或る定量の苦痛を科するため壓抑を加ふるのではなくして、改善可能者の社會的復活を念頭に置いて、最も効果の多いトリートメントを遂行するに在る、といふ見解を先づ抱いて、仕事にかゝらなければならぬのである。

とはいへ、この「行刑上の療養所」(“penal sanatorium”)とプリズンとの底には同じ刑罰即ち自由の剝奪、拘禁といふことが、等しく存してゐるのである。唯だこの二者を區別する所のものは、リホームートリーに於ては、こ

を學ばなければならぬのである。

リホームートリーは、事々物々が人爲的で、社會に於ける激しい生存競争の吾人に要求してゐるものとは何等共通する所のものを有つてゐない骨の折れない樂な生存の續けられるプリズンの氛圍氣とは全く絶縁されなければならぬのである。要するに、リホームートリーの目的は、一と度受刑者が自由になつた時、社會にとつて危険なものでないようにしてやらうといふよりも、むしろ身體上加へる拘束の力で拘禁期間中受刑者ををとなしくさせることで甘んじてゐる行刑管理に對する反動に在るといつても可いのである。

かういふリホームートリーのやり方は、人を信じない疑惑の念を一つのプリシブルにしてしまつてゐるシステムに對する反動を如實に示してゐるものといつてよいのである。かゝる疑念は、是れが極めて悪化した危険な犯人に向けられるならば、もつともだとうなづけるが、改善の見込のあるものゝ場合には、不合理であるばかりでなく同時に取り返しつかない悪い結果をもたらすのである。リホームートリーは樂天的な朗かな空氣が通つてゐなければならぬのである。それは、この施設の受け入れたトリートメント(處遇)の功を施さうとした人々

の自由の剝奪が、何を措いても先づ社會の利益即ち犯人の將來の復活といふことを念頭に持つてゐて、犯人に適當した施設の中で新しい生活を樹立せしむるに在りて、之に反して、プリズンに於ては、今更どうしようもない過去の出来事を念頭にをいて、特に自由剝奪といふことが罪滅しのために役立つてゐるといふ點が、兩者の異なる所なのである。

成年犯人のためのリホーム・メトリイは何れの國にもなくてならないものである。この施設の存するによつて、初めて、累犯者に対する處遇を峻厳にし、且つは、累犯者に關しての社會防衛をも保證することができるのである。しかし、また、社會防衛に關する法律が其十分な道徳的價値を有つたためには、我々は社會保安の手段として犯人を終身刑に處する以前に、初犯又は再犯の宣告のあつた場合に、改悛の眞のチャンスと興へなければならぬのである。我々は彼に向つて次のように言ひきかせることができる。お前が初めてプリズンで刑に服した時には、全くお前の改善に向けられたトリートメント(處遇)が興へられたのである。犯罪の邪路を棄て、正しい生活のまっ直ぐな路をたどるよう、お前を援助し指導するに萬事遺漏はなかつた筈である。然るに、

お前はリホームされることを執拗に拒んだのである。お前は勞働によるよりも、むしろ、犯罪によつて生くることを撰んだのである。お前は、社會をしてお前の自由を奪はしめ、お前が害悪を逞ふることかできないようにして、幾度かのお前の攻撃から其自身を防衛しなければならぬように餘儀なくさせたのである。」裁判官がかういふように累犯者に向つて言ふことができれば、彼の心は疚しいことはないし、私の念から遠かつて、眞の公平な裁きに近くあるの思ひをすることができよう。

(十三) 累犯者のプリズン Prisons for Recidivists

現在では、我が國の累犯者^{レシディビスト}は初犯者と同じ獨居監に收容されてゐるのである。上に述べたようなプリズン・リホーム(改良)のプラン(案)では、已に豫め、累犯者を他の受刑者から分離しなければならぬことを宣言してゐるのである。かくして、彼等を特別のプリズンに收容し他の及ぼす汚染の害を防がうといふのである。固より、特別のプリズンといつても、センチンス(宣告)された刑期に服するためのもので、刑餘に於ける社會防衛處分の

適用さるゝ彼の所謂「豫防拘禁」(“preventive detention”)のための施設のことを言つてゐるのではないのである。これは明瞭にしてをかなければならないのである。

(十四) 醫療手當 Surgical and Medical Care

我がベルヂツクの行刑改良を叙して完きを得るがためには、治療を主たる目的として設けられた行刑施設について語らなければならぬのである。この施設に收容されるもの選擇は、其者の身體の状態によるので、身體に存する疾患を癒してやらうといふのである。已に現にベルヂツクには、(一) プリズンの一個のセクション(區)としての病院(hospital section)と、(二) 結核性の受刑者を收容する療養所(prison sanatorium)とを有つてゐるのである。更らに、改良案中には、泥酔癖あるもの(inebriate)のためのサナトリウム(療養所)をも設ける案があるのである。

大學の在る二ヶ處の市(ブリュセルとガン)のプリズンに附屬してゐる病院には外科の設けがあつて、外科的治

療を要する受刑者はこの二ヶ處のプリズンへ送られるのである。

結核病に苦しんでゐる受刑者を收容するプリズン・サナトリウム(療養監)はメルブラ市に設けられてゐる。このサナトリウムを創設したのは、別に慈惠的な意味からではなく、社會政策の一として其の宜を得たものと信じたからである。以前は、結核病の受刑者は、獨居房に拘禁されてゐて、實際に、固より手當などいふのではなく、單に已に危ぶなかつたてゐる健康状態を只維持して行くのに必要な環境とさへ全く反對な環境に在つたのである。病氣は斷えず彼の生命を蝕んで行くのである。其處で彼を死なせるか、でなくとも、少くも釋放時には已に一箇の廢物になつてしまふような程度にまで其者の健康を損はしめるか、さなくば、法の命じた刑の執行のプログラムを破壊して、直ちに彼を釋放してしまふか、もつともかうすれば、病氣の點からは傳染の虞あり、犯罪といふ點からは往々にして危険な人物を社會に放ち歸すことになるのだが、とにかく、一人の受刑者をプリズンの中で見殺しにするか、それとも、危険な代物を思ひ切つて放つてやるか、いづれにしろ是れまではにちちもさつちもならない立場に我々はゐるのである。こ

の二つの中いづれの一に従ふも、正しいとはいへないしまた危険でもあれば不合理でもあるのである。單に自由の剝奪といふ刑の宣告が必然に一人の人間の死を惹起するといふことは、正義の觀念の許容する能はざる所であり、といつて、危険だと分明かつてゐるものを社會へ放ち歸らしむる權利は毫もないのである。

プリズン・サナトリウムは、犯罪と戦ひ結核と戦ふ二重の働きから、公衆の衛生並びに社會の安寧幸福に寄與する所少くないのである。このサナトリウムは同時に百二十人を收容するキャパシティ（受容力）を有つてゐるのである。

結核病の受刑者の發見は行きあたりばつたりではなく組織的に行はれてゐるのである。三ヶ月以上の刑を宣告されたものはプリズン附屬のラボラトリー（研究實驗室）で診査さるゝのである（註——一九二〇年法律を以て司法省内行刑局に刑事人類學課（Service Anthropologique Pénitentiaire）—S. A. P.）を設け、この課の中央の實驗室は首府ブリュッセルのフォール刑務所に置き別にサン・チル（ブリュッセル）、ルーバン、ガン、アントウエルブ、リエーデ、モン、ブリュウチ及ナムールの各刑務所に八箇の分室を置いたのである。各實驗室は「人體

診査醫」(Physician-Anthropologist)なる専門の醫師によつて指揮せられる。診査の終つた後、其結果は「人體診査報告」(“Anthropological Report”)と呼ばれるものに摘要せられ、受刑者各自の身分帳 (case record)の一部を成すものである。更らに、この診査醫は刑期の進行中初期の結核の徴候を示した受刑者を報告するの義務があり、かういふ受刑者は時を移さず直ちにサナトリウムに送られるのである。

サナトリウムに在る受刑者達は、病氣の點からは結核といふ共通の特徴を有つてゐるのであるが、罪質の點から見るとそれ／＼異つてゐるので、此處の行刑上のトリートメントは一層面倒なものとなるのである。結核と戦ふには、努力は何ものをいても先づ肉體的なものに向けられるのであるが、犯罪性の征服は各自一様でない精神的の方面を取扱はなければならぬので、社會的更生のプログラムの基礎としての各受刑者の處遇は當然個別的とならざるを得ないからである。

それに、收容さるる受刑者の數が制限されてゐるのである處遇が可能にもなるのであつて、此處の職員は自分のあづかつてゐる受刑者の缺點と長所とを熟知知る事ができるのである。他のプリズンとはちがつて、職員と

收容者との關係は自然に親密なものとなるので、處遇のやり方も規則張らないで、日々身邊に在つて語と行ひとで受刑者自身の心の建て直しの努力を助力してやる事ができるのである。

外部からの訪問は自由で、他を交へない親しい會談で受刑者はいくら病苦と寂寞とをなぐさめられるかしのいのである。職員は努めて將來に對する希望を失はせないようにし、將來再び邪しまな道に踏み込まないように過去の誤つた生活のもたらした峻烈なみせしめを懇々と説き諭すのである。實にかういふ役割は、魂を治療すること、チェーラー（刑務官）よりはむしろエデュケーター（教育者）の任務ともいふべきものである。尙ほ、其上に、チャブレン（教誨師）はキリスト教の信者に其教の精神を説いて力を添へてくれるのである。

尙ほ亦た、次の二點に特に注意が向けられてゐるのである。第一の點は、サナトリウムに於ける生活に必然伴つてくる怠惰の精神上に及ぼす忌むべき結果を出來得る限り防止すること、第二は、閑暇時の使用法である。

この問題は、このサナトリウムが行刑組織中の一つの施設であるため、普通の自由なサナトリウムに於けるよりも解決するのに一層困難なのである。我々は、醫療の上でも行刑の上でも、樂天的な活潑な

精神の必要であることを熟知してゐるのである。此點に於て、勞働と閑暇時の善用といふことが極めて重要な役割を演ずるのである。作業をさせるものは、患者たる受刑者の身體のコンディション（健康状態）に作業の及ぼす結果について特別の責任を有つてゐる醫師の意見に待たなければならぬのは勿論である。サナトリウムに於ける作業は、受刑者が一旦自由の身になつた時に生活をさへへるに十分な能力を徐々に授けて行くといふ意味で累進的といふべきである。しかし、この點では、今尙ほ試験中である。恢復期に向つてゐるものを再び作業に就かせ、結核患者に相當した職業を訓練し、且つはまた、サナトリウムにゐる間、重い病人には致方ないが、外のものには、苦痛といつても可い程の變化のない不活動の生活の人に及ぼす、極めて憂ふべき惡結果を驅除するために、自分はプリズン・サナトリウムに於ける作業の規模を大に擴張したいと考へてゐるものである。

更らに、作業に次いで、閑暇時の善用によつて、或る程度の悅樂と快適とのコンディションを作り出さうと試みてゐるのである。只でさへ結核に蝕ばれてゐるものを、重苦しい氣を腐らすようなアトモスフィア（氛圍氣）の中で、どうして治療を完ふすることを期待し得よう。刑期満了の時、受刑者の病氣が重態である場合には本

人の希望で、他のサナトリウムに移るに差支ないほどに十分健康状態が恢復するまで、プリズン・サナトリウムに止まつてゐて差支ないのである。かういふようなケース(患者)は今までに只だ一度あつたばかりである。また刑期が満了しても、仕事には不向で、更らに治療の必要なものは、治療のため慈善病院へ入れてもらへるよう本人の属する保護會のある都市の社會福利局へ交渉するのである。プリズン・サナトリウムに於ける治療の期間は、結局、刑期の長さで定まるのであるといふことは忘れてはならないのである。

刑期の満了して釋放された患者については本人の健康状態にできるだけ適した就職口を世話してやるのである。彼等は其屬する選舉區の結核防止會と聯絡をとり、且つ社會的の復活を完ふするため、治療上にも操行上にも一種の後見の下に置かれるのである。

前に述べたように、行刑改良案中には、性の悪い泥酔癖あるもの及び麻醉劑常用者のためのプリズン・サナトリウムの創設の案も含んでゐるのである、かゝるケースは幸にも今日は尙ほ甚だ少いので、今直ちにこの施設を建設する必要には迫まられてゐないのである。

(十五) 將來の希望
The Forward Look

自分が以上略叙したように、ベルヂックのビーナル・リホーム(行刑改良)は、其プログラムを完からしむるため釋放後受刑者の社會復活のためになくてならないエード(援助)をできるだけ多く彼等に與へるため、近代的なアフター・プリズン・ケア(刑餘の保護)の制度を組織するに腐心してゐるのである。

自分は、以上で、ベルヂックで行刑問題にたづさはつてゐる同志のものが創造し且つ完成せんと試みつゝある所のものを簡單ながら述べ盡くしたつもりである。我が行刑界に於ける過去の業績についてはくどく／＼叙べなかつたが、それは、已に前に爲し遂げたものを示すのが趣旨でなく、現に今やつてゐること及び將來やらうと思つてゐることを説明したいと考へたからである。若し、過去から教訓を得ることが賢い仕業であるならば、已に在つたもの及び現に在る所のものゝ奴隸にならないで、この人間世界を更らに一層醇化し人情味の深いものとするために、人々競ふて各自の活動範圍で、奮然として驍進する方が、更らに必要でさへあると思ふのである。(完)

The Annals of the American Academy of Political and Social Science, September, 1931.

海外時報

イングランドに於ける

最近行刑事情

最近、イングランドで、累犯者の處罰に關する調査委員の報告書が建議案を添へて公にせられたが、イングランドの行刑組織並びに其執行についての改正のプラン(案)に關する所が多いので、委員の名稱の示す所よりもそれ以上に重大な意義があるのである。

右の報告書によると、イングランドには受刑者の數は甚だ少なく、人口の多いといふ點もあるが、ドイツに於ける受刑者の數はイングランドの三倍にも達してゐるのである。最も近い統計に従ふと、一九二九年には、イングランド及びウェールズに於ては、コンヴィクト・プリズン(懲役)に在るものは四百六十一人、其他のプリズンに在るものは七千九百三十八人、常習犯として豫防拘禁に處せられてゐるものが百二十六人、少年の行刑施設に在るもの千三百三十六人で、合計一萬〇八百六十一人を

數へてゐる。この外、精神病犯人のための施設に收容されてゐるものが八十人あつたのである。凡て此等の受刑者は男子で、女子の受刑者は八百人に達しないのである。行刑施設には五種あるのである。

(一) コンビクト・プリズン

これは、昔時遠い殖民地へ徒刑に處してゐた重罪犯人を收容するもので、以前は其數も多かつたが現在では只だ三ヶ處を餘すのみである。即ち、メイドストーン(イングランドのケント縣— Maidstone Prison) パークハースト(イングランドのワイト島— Parkhurst Prison)、ダートムーア(イングランドのデボンシャー縣— Dartmoor Prison)の三つである。メイドストーンには初犯のものを收容し、ダートムーアには悪性の累犯者を收容するのである。ダートムーアでは昨年(一九三二年)暴動があつて以來、廢止せらるゝことゝなつて、受刑者は凡て他に移されたのである。コンビクト・プリズンの他のプリズンと異つてゐる所は、刑期が短かくも三ヶ年で、刑期満了前の釋放が只だ僅かに大臣の訓令があつた場合にのみ許さるゝことである。男子受刑者は刑期の四分の一、女子受刑者は三分の一が免除せられ得るのである。累犯者は殘餘の刑期を追加として科せられるの

である。

(二) 他のプリズン（即ちローカル・プリズン——地方の小刑務所）

これは、イングランドとウエールズで尙ほ三十一ヶ處を存してゐる。大部分の受刑者はこのプリズンへ收容されるのである。刑期満了前の釋放は無條件であるが、しかし、刑期の六分の五が完了されなければ釋放は論ぜられないのである。

(三) 一九〇八年の「犯罪防止法」(Prevention of Crime Act 1908) によつて二種の刑罰が制定されたが、それは、一つは少年犯人に關するもので、他は常習犯人に關するものである。十六歳以下の少年は刑には問はれないが、一八五四年の「感化院法」(Reformatory Schools Act 1854) によつて感化院(Besserungsanstalten)に收容されるのである。十六歳以上二十一歳までの少年は固より處罰せらるゝのであるが、彼等は成年と同じく禁錮に處せらるゝか、又は、プロベーションに付せらるゝのである。若し起訴せられたものがプロベーション（監視付刑の執行猶豫）の期間中行狀優良にして改悛の情認むべきものあれば、一九〇七年のプロベーション法によつて訴訟手續は始より全く起らなかつたものと看做るゝので

ある。(Probation Act 1907)。次にまた、一九〇八年の

犯罪防止法によつて、右の少年は二年以上四年に亘る期間ボルスタル・インステイテュウション（ボルスタル式施設）へ送られることも可能なのである。此等のボルスタル式施設は、強制感化(Zwangserziehung)と禁錮(Gefangnis)との中間に位するもので、處罰といふことよりもむしろ、教育感化を主たる目的としてゐるのである。短くとも六ヶ月間この施設にありて、永續的に改悛の情が見定まらるれば、直ちに釋放せらるゝのである。この施設は現在五ヶ處に設けられてゐるが、成績は頗る良好で、釋放せられたものゝ大部分は再び罪を犯かすものはないのである。

(四) 一九〇八年の犯罪防止法の第二部の規定は常習犯人に關するもので、彼等は懲役又は禁錮に處せられるばかりでなく、尙ほ其上に五年乃至十年の豫防拘禁(Vorwahrung)に處せられることがあり得るのである。しかも、それは、單に彼等が常習犯人であるといふ特別の決定に基いてゐるのである。常習犯人の條件は、年齢三十歳以上にして已に三度重罪のために處罰されてゐるといふことである。改悛の情が永續的に認めらるれば豫防拘禁は解かれるのであるが、しかし、これには内務大臣

の認可が必要なのである。この處分は効果が少ないのでイングランドでは極く稀れにしか適用されず、スコットランドでは全然適用されたことはないのである。

(五) 心神喪失者の行爲は固より罰せられないが、彼等はイングランドのバークシャーのアサイラム(精神病監)に送られる。これは、一八八四年の發狂犯人法(Criminal Lunatics Act 1884) によるもので、心神耗弱者の犯人には、一九一三年の心神耗弱者に關する法律(Mental Deficiency Act 1913) によつて一年の豫防拘禁が規定されてゐる。但し、この期間は延長し得るのである。

以上五つの刑の種目はこれまで相並んで獨立してゐたのであるが、一層密接の關係を保たせるといふ目的を完ふするがために、調査委員は懲役刑と禁錮刑との間に存する區別を撤廢せんことを提案してゐるのである。禁錮とボルスタル施設に於ける處遇については、委員は何等重要な改革は提案してゐないが、豫防拘禁については全然之を一變すべきことを要求してゐるのである。委員は將來はこの豫防拘禁は禁錮刑と共に科せらるべきではなく、ボルスタル式の拘禁に於けるが如く、禁錮に代つて科せらるべきものだといふのである。現在では、刑の宣

告を受けたものは第一に禁錮の刑を果して、然る後更に豫防拘禁に移さるゝのであつて、二重に刑罰を受けてゐるわけである。これは不合理だといふのである。委員は、更らに、豫防拘禁の條件を擴張して、重罪に對してのみ科せられ得るばかりでなく、微罪と雖之を再びした時には、豫防拘禁を課すべしといつてゐる。更らに、この處分は、三十歳以上の比較的老年の受刑者ばかりでなく、二十一歳より三十歳に至るまでの若い受刑者にも及ぼすべきだといひ、其理山とする所は、改善を企圖するこの處分は年齢の若い程効力が多いといふのである。是に於て主として二十一歳から三十歳までのものゝために時に適當の場合には、更らに年長のものにも適用すべき二年乃至四年の短い豫防拘禁を規定し、右の期間の三分の一の経過したる後に、初めて釋放を論ずべしと提案してゐる。而して長短二種の豫防拘禁は嚴に限界を正すべきものであるといつてゐる。不定期刑については、委員は之を採らず、終身刑は全然之を排斥してゐるのである。

心神喪失並びに心神耗弱の犯人の處遇については、別に重要な改正は提案されてゐない。精神病者の診査並びに治療を他のクラスの犯人にまでも及ぼし得るやいなや

については、猶ほ考感を要すべきものとしてゐる。多くのものは、刑法上から見れば十分犯罪責任を負ひ得るものであるが、精神的に正常ではないのであるから、刑罰を執行するに當りて醫師の忠言を容るゝのは利益が多いのであり、特に少年受刑者の箇々の場合には、精神解剖學(Psychanalyse)をも併用するの差支あるまい、といふのが委員等の意見である。

以上、此等の提案が容れられた場合には、將來に於てイングランドの自由刑は全く異つた二つの種類に分たれて、二者其一を擇ぶこととなるのである。一つは、禁錮で、此場合に現在の懲役(Penal servitude)は其獨立の地位を失ふことになる。他の一つは、廣い意味のデテンション(拘留—Verwahrung)で、禁錮よりも處遇は寛大であるが、刑期は長いのである。これには五つの異つた段階がある。

- (一) 強制感化(Zwangserziehung)(十六歳まで)
- (二) ボルスタル式施設(十六歳より二十一歳まで)
- (三) 二年より四年までの短期のデテンション(主として二十一歳より三十歳までの受刑者に適用する)
- (四) 五年より十年に至る長期のデテンション(四の場合より年長のものに適用する)

及び
(五) 心神喪失のもの及び心神耗弱のもの、ための施設等である。

禁錮刑にありては、其主たる目的は威嚇と贖罪に存しデテンションに在りては半ば改善で半ば保安である。禁錮刑に於ては犯罪の輕重により段階を設け、デテンションに在りては先づ第一に犯人の性格を考慮すべしとするのである。この二つの種類の刑罰は凡ての年齢を通して適用せらるべきで、凡ての犯人は、たとへ其罪は重くとも、初犯であればデテンションに處し、若し又た、犯人の素質によつては、初犯なると累犯なるとを問はず、これを禁錮に處することが出来るやうにしようとするのである。委員達の意見では、この二種の刑罰はできるだけ明白嚴格に區別すべきであるとするのである。

Deutsche Juristen-Zeitung, den 15, Dezember 1932

劇と犯罪(下)

渥美清太郎

本文は渥美清太郎氏の講演を筆記したものである。間違ひや意の到らぬところがあつたらすべて筆者の責任である。

(十) その外、女装して泥棒して歩く役にお嬢吉三なんてのがあつた。黙阿彌作の「三人吉三」の中の一人で、生れが八百屋の体であるところから、八百屋お七なんかと名乗つて、高島田、振袖姿のお嬢さんと化けて、ユスリや泥棒をかせいでゐる五つの時に誘拐されて旅役者の群でくらしして来たといふのだから、女装はお手の

ものである。そこでお嬢吉三の渾名がある。このお嬢吉三が、大川端で、夜鷹の拾つた百兩の金を捲き上げる。この時のセリフも有名なもので、例の「月も朧に白魚の、篝もかすむ春の空、冷たい月もほろ酔ひに、心持よくうか〜と、浮かれ鳥の只一羽、塙へかへる川端で、棹の響か濡れ手で栗、思ひがけなく手に入る百兩」といふのだが、いゝ氣持であるところへ今度は、やはり「三人吉三」の中の一人で、お坊吉三といふのが駕籠の中から五十日鬘の浪人姿で現れて来て、その金こつちへ寄越せといふ。この泥棒の上前をハネようといふ泥棒は、その渾名のやうに、身性は歴とした武家のお坊育ち大小をぶつ込んでゐるだけに、大さう凄味なことをいふ。「駕籠にゆられてとる

〜と、一ぱい機嫌の初夢に、金と聞いては見逃がせねえ……」なんかと太平樂を並べるがト、百兩の金を眞ん中にして金はやるまい、イヤ取らうで、二人の立廻りとなる。するとそこへ、モ一人の吉三の和尚吉三が頬被り姿で出て来て、半纏を切り結ぶ白又の上にかぶせて、留男の役を買つて出る。ところがこの留男が又、以前は吉祥院で辨長といつた小坊主上りの泥棒と來てゐるから、こゝに三人の吉三泥棒が顔を合したわけだ。これが謂ゆる大川端の出合ひといふやつで、この芝居での見せ場になつてゐる。こゝで三人の吉三は、血杯をして兄弟分の契ひを立てる。この芝居は黙阿彌式に、刀や金を盗まれた事實をめぐつて、いろ〜な葛藤が渦を巻いて、その間に兄妹愛やら、親子愛やら、因果應報やら、さては泥棒仲間の仁義やら、種々複雑した場面が展開されて來るが、ヤマはやはり犯罪にある。三人とも根は善人で、しまひには悔悟して死んでしまふが、泥棒氣質を脊負つて凄味なセリフを並べるところに

場面の面白さがある。

(十一)

芝居のユスリ場で有名なのに「源治店」といふのがある。例の「切られ與三」で知られてゐる向ふき與三郎のユスリである。この芝居は今日ではよく演るが、羽左衛門の與三郎、梅幸のお富が天下一品といふ極め付き、蝙蝠安には死んだ松助がはまり役で、常時の芝居ファンを唸らせたものである。源治店といふのは、今の入形町の一寸横のところにあつた地名で、今日でいふお妾横町、その頃のお妾達が澤山集つてゐた。そこにお富といつて和泉屋多左衛門といふ男に圍はれてゐるお妾さんが住んでゐる。幕が明くと、そのお富が、下女のおよしを連れて風呂から歸つて来る。そこへ和泉屋の番頭の藤八が雨宿りに立寄つて、お富が化粧するのを眺めながら長居をする。藤八はお富に氣があるので、この芝居では道化役をうけたまはつてゐるわけだ。

そこへ蝙蝠の安五郎といつて、頼ッべたに蝙蝠の痣のあるところから、蝙蝠安と呼ばれてゐる地廻りのワルが、與三郎を連れてやつて来て、先づ安だけが格子内に入り、與三郎は格子外で様子をうかがつてゐる。安はイヤがらせをいつては花柳界などを荒してあるく下ツ端の遊び人で、つまりお富の許へも錢貰ひにやつて来たわけである。與三郎の方は、元をいへば歴とした御大家の若旦那であつたのが、今では身を持ちくづして悪へ入りかけてゐる。とはいつてもまだ、初心者で、その先生が蝙蝠安である。で、今しも與三郎を引つづつて来て、ユスリのお手本を示さうといふわけである。安が無心をいふと、お富は毎度のことなので今は旦那が留守だからといつて断るが、安はイヤがらせをいひながら坐り込んでしまふ。すると藤八が傍からしゃ／＼り出て、金包を出したが、開けて見た安はそれが當百一枚なので、抛り出してどなり出す。お富は、近所隣への外聞もあるので、仕方なしに一分程包んで出す。一

分といふのは一兩の四分の一、即ち二十五錢に當るわけだが、購買力の點からいふと、今日の五圓にも匹敵する。その時、格子外に待つてゐた與三郎はフとお富の顔を見てびつくりする。與三郎とお富とはもと／＼戀仲なのだ。しかしそれは不倫の戀で、お富は赤間源左衛門といふ自分の亭主の目妻を偷んで、與三郎と割りない仲となつたわけだが、そのため與三郎は源左衛門からひどい目にあつて、疵だらけの身体を木更津の海へ投げ込んだ。お富もやはり同じ海へ飛び込んだので、與三郎は、お富はもうこの世にはゐないものとばかり思つてゐたのに、今そのお富の姿——それもお妾姿になつてゐるお富の姿を目のあたりに見たので、びつくりしながらも、悪を立前にすぐユスリにかゝる。「一分ばかりの錢を、どうするものか返してしまへ」と安にいふ。安が一寸面喰つて「そんならこれちやすくねえのか」と訊きかへすと與三郎は「そりやア二百もらつて有難うござえますと禮をいふ場所もあり、百兩

百貫もらつても歸られねえ場所もあらア今わかるやうにして見せるから、まア煙草でものんで待つてゐる」と大きくいつて、頬かぶりの手拭をはらつて肩へおくなり「モシ御新造、お神さん、イヤサお富、久しぶりだなア」と坐り込む。この場面はずいぶんピユラーで、大ていの人が知つてゐる。そしてその時、お富にいふセリフが又有名なものである。しがねえ戀の情けが仇、命の綱の切れたのを、どう取り留めてか木更津から、めぐる月日も三年越し、江戸の親にやア勘當受け、よんどころなく謙倉の、谷七郷を食ひつめても、面にうけたる看板の、疵がもつつけの幸えに、切られの與三と異名をとり、おし借りすすりも習ふより、馴れた時代の源治店、其白ばげか黒塀に、格子作りの圍ひ者、死んだと思つたお富さん、無事でくらししてゐようとは、お釋迦様でも氣がつくめえ、よくもおぬしやア達者でゐたなア、安ヤイ、これちや一分じや歸られめえ」といふわけで、自分でもいつてゐるやうに、面の傷を賣りもの

にして、昔のことを言ひ立てに、今の旦那からいくらかままとまつた手切金をせしめようといふ次第である。かやうに、同じユスリでも、初めから無茶をいつて、棒泥根性をムキ出しにユスリにかゝるものもあれば、女出入をタネに、手切れとか足切れとかいつて、何程かせしめてやらうといふのもあつてその方法は種々雑多であるが、とにかくユスリとか、押借とかいふ犯罪の場面が、芝居のヤマになつてゐることは共通である。

(十二)

次には芝居の殺し場である。即ち人殺しの場面である。芝居の人殺しにもいろいろの方法がある。これも時代によつて大ぶ變化して來てゐる。見物の同情を惹くやうな殺し方もあれば、又面を背けさせるやうな陰險殘虐なものもある。近頃の芝居では、あまり殘虐な、氣持の悪くなるやうな場面は避けるやうになつてゐる。

。血のりをベト／＼塗り付けるやうなことは、この頃ではない。大昔の赤ツ面青ツ面で、悪人を表現した時代の殺し方は、又一風かはつてゐて、實感味に乏しい代りにけユーモラスな味がある。例へば歌舞十八番の中の「暫」、この芝居で演る人殺しなんてものは、とても呑氣千萬な滑稽味たつぶりなもので、見て、吹き出さずにはゐられない。

「暫」といふ芝居は、歌舞伎十八番の中でも不思議な特色を有つたもので、脚本が上演の度毎に變る。この頃でこそ大体九代目團十郎所演のものに依つてゐるが昔は必ず新作されたものである。従つて「暫」の脚本といふものは何百種あるか分らない位である。脚本がかはるから、シテにも別にきまつた名稱とてはない。役名がその度毎にかはるわけである。しかし名前はかはつても、扮装はかはらぬ。いつも同じである。

そこで「暫」の舞臺に登場して來る中心人物は誰かといふと、多くは鎌倉權五郎景政と名乗る豪傑である。この豪傑に扮

した九代目團十郎の銅像が淺草公園に建つてゐるが、あれを見ても判る通り、世にもいかめしい打扮をして、強くソリを打つた凡そ二間位もあらうかといふ大太刀を提げて出て来る。豪快味たつぷりの男である。ところでこの豪傑の對照になる敵役は、「ウケ」といつて、青腰を取つた公家悪の人物、これも役名は毎々違つてゐるが、扮装はかはらない。この公卿悪が、舞臺の眞中に陣取つて、弱い侍をいぢめて、首を取らうとする。その部下に赤ツ面で、眞赤な腹を突き出してゐる四人の敵役がある。これを「腹出し」といつてゐる。この四人が、公卿の命令で、太刀を振りかぶつて、あはや侍の首を打落さうとする。トその途端に、花道から「暫く」と場を壓するばかりの大聲で叫びながら、前の鎌倉権五郎景政が駆け出して来る。そして侍を助けようとする。さうはさせじと、大ぜいのものが景政を取り巻くと、景政は例の二間程の大太刀——木刀に漆を塗つたもの——を後見人に手傳はせながら、グルツと一廻

し廻すと、取り巻いてた連中の首がコロコロと舞臺におつちる。見て、何の實感をも呼び起すものではない。これが大時代の歌舞伎芝居の殺人方法である。

(十三)

だん／＼時代が新しくなるにつれて芝居の殺人方法も變つて来て、寫實味が勝つやうになつて来た。恰も前に述べた悪型の扮装が、時代と共に寫實的になつて来たやうなものである。それといふのが殺人の場面などいふのは、犯罪の中でも最も見物の神經を刺戟することの大きいもので、筋からいつても見た目からいつても、脚本のクライマックスをなすものだからである。痴情の果てに女を殺すにしても、敵討で親の敵をやつつけるにしても、殺人の場面が筋の結論で、つまりクライマックスである。それが「暫」のやうな殺人方法では、とんと神經を打たない。敵討にしても、正面に敵をとらずに

しかしそんなのは、別な意味からはさんであるだけのもので、本筋の傾向は、ますます殺人の實感を挑發しようといふことにつとめてゐる。殊に徳川時代も下半期の文化文政といふ頃になると、長い半期の太平の結果、人心が倦み爛れて、通間の太平の結果、人心が倦み爛れて、何り一遍のものでは神經が承知しない。何かな胸をえぐるやうな刺激の強いものがと漁り求めるやうになつた。現代が丁度それであるが、謂ゆる類廢期といふやつで、その時代精神の傾向が、芝居の舞臺にも反映して來てゐる。それといふのが、徳川時代の社會組織は、士農工商といつたやうにチャンと階級がきまつてをり、従つてその分擔する仕事もきまつてゐて、相冒すことがない。權力を握り、政治をもつてゐるものは武士階級で、武士以外のいはゆる民衆階級は少しもこれに與ることがない。だからかれ等の生活は、比較的平和で氣樂で、野心的でない。たま／＼霸氣のあるものなど、國禁を犯しても冒險的な金儲けをやつたこともあるが、それ等は全くの例外で多

くは商賣を守つて、得た金は娯樂の方面に使ふ。權力に參與することが出來ぬのだから、自然金使ひの方面で溜飲を下げることになるのである。享樂方面といへば、先づ花柳界とか芝居見物とかになるので、當時の芝居の御客といへば、大ていこの民衆階級にかぎられてゐた。芝居の當事者は、この階級を相手として、芝居の仕組みを立て、ゐたのである。つまりこの階級のお氣に入るやうに芝居を持つて行かなければならない。ところがその階級といふのが、前にもいふやうに、時代は類廢期に入つてゐるし、有つてゐるがま、に金使では御手のものであるしといふわけで、お蔭で芝居道は發達した次第であるが、同じ退窟紛らかしにして、も、神經が爛れて來てゐるから、成るだけ刺戟の強い場面をと要求する。金ピカの、形だけの、唯見た目に美しいだけの古典劇のみでは物足りなくなつて來た。そこで芝居の當事者も、商賣のことゆゑ、この民衆の要求に應じようと、最初に考へつたのが怪談である。怪談物の

返り討ちなどの場面を入れて見物の神經をハラ／＼させやうといふときに、あれでは効果的でない。といつたわけで、だん／＼寫實的になつて來たわけだが、當初は血を見せるにしても、血綿などをつけてゐたものだが、それでも物足りず後には蘇わらなどを塗つた。更に「ノリ紅」を毒々しく塗り付けるやうなことをやつたが、前にもいふやうに近頃では警視廳などが八ヶ間しいので、それだけはめつたに使はぬ。

しかし後世になつても、芝居によつては「暫」式のユーモラスな殺人方法を見せる場合もある。例へばポーンと刀で拂ふと、脚がフラ／＼となり、首がからかみの上へ飛び上つたり、後から一刀を浴びせると背中が眞ツ二つに割れたりする。例の幡隨院長兵衛の鈴ヶ森で、雲助を斬ると、雲助は斬られた自分の脚をかついて引込んで行くが、これなどは、實感味はなく、滑稽味だけのものである。

(十四)

凄いとこで、見物の神經を捕へ場面を引きしめようとした。有名な四谷怪談などいふのは、今日でもしば／＼舞臺にかけられる。幽霊をオハコにする役者も澤山あつた。といふ風に、この怪談芝居もしばらく續いたが、餘り續いては見物があきる。でその次ぎに考へたのが敵討の芝居である。それも唯の敵討で、尋常に勝負して尋常に親の敵をとつてしまつたのでは事平凡に屬して、見物にはあつけない。だから同じ敵討にしても、必ず返り討ちの場面を入れる。善人の一人か二人が必ず返り討ちに遭ふ。そしてその場面を慘らしく、毒々しく取扱つて、見物の視神經を満足させようとした。血ノリなどをベト／＼使つて、これでもか／＼といふやうなことをして見せる。返り討ちにあふといふことが一體、見物をハラ／＼させることだけに、その上さうした場面を演つて見せるものだから、見物はすつかりうだつて了ふ。全く文化文政頃の寫實の極端な場面になると、氣の弱いものなどは到底面を背けずにはゐられな

いものがある。

そして殺される方の役には、當時の人氣役者を使ふ。すると見物は、ワケもなく紅涙を絞る。反對にくまれ役は、殺す方の側にまはる。見物は、その役者に向つて罵聲を浴びせる。今日でこそ、芝居の見物は非常に物静かで、暖一つ立てるとも遠慮勝ちな様子に見えるが、昔は無遠慮に半疊を入れたものである。前に述べた「源治店」の芝居の初めの方で、お富の旦那の赤間源左衛門が、自分の女を寝盗られたといふので、與三郎をいとも殘酷に切りさいなむ場面がある。その七十何ヶ所の刀傷を賣物に、與三郎はぐれ出したわけなんだが、昔その與三郎役に當時一番人氣のあつた八代目團十郎をつかひ、源三役には、關三十郎といふ敵役を持つて行つたことがある。すると、源三のそのいかにも惨たらしい仕打に、果して見物が涌き出した。果ては「引つ込め！」といふやうな罵聲が出る。妙なもので、いかに芝居とは思つても「引つ込め！」などいはれて見ると、役者として

い、氣持がしない。關三十郎も面白くない思つてゐると、或日のこと、一人の醉客があまりにもしつこく源三役を毒づくので、三十郎も遂には堪忍袋の緒がきれで、持つてた刀で、イヤナリその醉客に切りつけてしまつた。芝居の道具でも昔の刀は本モノで、一寸刃が引いてあるので醉客は傷を受け、少しばかり血を吹いた。何せ芝居小屋で、舞臺の役者が見物に切りつけ、怪我をさせたといふのだから大さうな騒動になり、負傷者を茶屋へかつぎ込むやら何やらで、とう／＼その一幕はメチャ／＼になつてしまつた。三十郎もヒドク後悔をして樂屋へ歸つてから、お詫びに出向いたが、負傷者はもう歸つてしまつた後だつた。この事あつてから二三年後に、關三十郎が深川の通りを歩いてゐるとある藥店の中から、ト氣の利いたナリをした一人の番頭が駆け出して来て三十郎を引き止める。だん／＼訊いて見ると、その番頭こそは、かつて三十郎が舞臺から切りつけた當時の醉客だつた。「イヤ私もあの頃は、餘り惡酒が

すぎましたので、あんな眼にもあつたわけですが、あの事が動機で、その後はふツツリと禁酒をいたし、お蔭様で主家の方の首尾もよく、どうやら今日では一番番頭までなつたわけですが、それといふのもみんなあなた様の御蔭、今日フと御目にかゝつたを幸ひ、あつく御禮を申し上げます」といはれて、三十郎も何と返事してよいものやら、くすぐつたい氣持ちでその場は別れたといふやうな話も残つてゐる。

(十五)

こんなことをお喋りしてゐると、いつまで経つてもキリがない。惡事をして

當時の刑務所に入つてからも破獄を企てる場面もあれば、すつかり改心して以前の惡黨仲間に見物をするといふ様な教訓的な芝居もあるが、それ等は大いにしておいて、次ぎにはい／＼惡人が捕まつて、裁判から牢屋へ行くまでの段取りについて一言附け加へおかうと思ふ。

犯人を捜して捕へる、即ち捕物、この捕物の場面を芝居でもよく演るが、これは大い型がきまつてゐて、實際の捕物とはだいぶかけ離れてゐる。實際には、捕物といへば、いはゆる眼明しとか手先きとか、職人や大工のナリに變装して犯人捜査に活動する、今でいへば刑事の仕事である。それが芝居の捕物となると黒装束、白鉢巻といふ揃ひの打扮で大ぜいの捕手が舞臺に出て来て、十手を突き出しながら「捕つた／＼」なんかと世にも朗かな光景を見せるが、しかも一人の惡人に大ぜいかゝつてしまひには追ひちらされてしまふのだから氣樂なものである。更に大昔の捕手となると、黒装束でなく、赤い衣物を着赤い鉢巻をして、槍を

持つて出て来る。これを「花四天」と呼んでゐる。例の忠臣蔵でお輕勘平を捕へる捕手はこの花四天であるが、氣樂さうなのは打扮ばかりでなく、立廻りめいたものをして果ては舞臺の上で、犯人と一緒に踊り出すんだから朗かなものである。さてい／＼裁判であるが、これは世にいふお白洲の裁きである。しかしこれも實際とはちがふ。町奉行所へ引つ立てられてお白洲の上に坐らせられて訊問を受けるわけなんだが、實際にはお奉行様自身に取調べるといふ様なことはなく、與力が取調べるのを奉行は次ぎの間で聴いてゐるだけだつたさうであるが、芝居では奉行自身に取調べる。大機間を背景にして大岡越前、とか遠山左衛門尉とかいふ名奉行が眞ん中に坐をかまへ一々訊問をする。訊問や判決の方法にはいろ／＼芝居が、つたものがあつて、一寸面白いものであるが時間がながいからそれは略すことにする。判決が下つて罪狀がきまると小傳馬町の大牢へ送られる。この小傳馬町の御牢内を見せた場面が歌舞伎劇に

はたつた一つある。それは「四千兩」といふ芝居である。上州無宿の富藏といふ泥棒が徳川の御金藏へ忍び込んだのを捕つてこの牢屋へブチ込まれる。この狂言も默阿彌の作だが、御牢内の模様は絶對寫實ですつかり本式である。何でも牢内生活をしてゐたものから細かいことを教はつて定法通りを見せてゐる。富藏は二番役といふ役付きなんだが、キメ板の使ひ方でも役人の居場所なんぞでもとて本式である。

重い犯人は罪狀を書き記した捨札を立て裸馬に乗せられて町々を引ッ張りまはされて、鈴ヶ森なり千住なりの刑場へ送られるわけで、これも芝居でやるがしかし芝居では刑場ではきつと助かるにきまつてゐる。八百屋お七なんかでそれだ鈴ヶ森で死刑といふ途端に「しばらく／＼」といつて御使者が飛んで来て、何々の事情により命を助けつかはすといふやうなことで、納りは目出度いことになる。これは歌舞伎芝居の一つの特徴である。

右で歌舞伎狂言に出る犯罪から刑場までの段取りを一應述べたわけである。

新年名刺交換會

昭和八年一月元旦、この年を壽ぐらしく、珍らかに朗かな好日和、恒例により新年名刺交換會が、午前十一時から刑務協會の樓上で行はれた。鹽野會長から、今年も昨年に倍して、我國行刑制度の改善と刷新に奮闘努力して、以て國家の權威を發揮することにつとめねばならぬ、といふ意味の簡単な挨拶があつた後、天皇皇后兩陛下の万歳を三唱し、辻大阪刑務所長の心配して下すつた冷酒で、元旦の佳日を祝しながら、和氣霽々裡に、午後一時すぎ散會した。尙當日の出席者は、左の通り。

- 行刑局 塩野局長以下二十七名
- 小菅刑務所 吉田所長以下二十一名
- 市谷刑務所 佐藤所長以下二十三名

- 豐多摩刑務所 椎名所長以下二十九名
- 浦和支所 六名
- 熊谷支所 一名

一月恒例茶話會

一月十四日(土曜)正午より、刑務協會樓上に於て恒例茶話會を開催史料編纂官文學博士中村孝也氏の「尊王思想の發達」の講演につき、大島伯鶴氏の講談「出世の春駒」を聴き、盛會裡に午後四時散會、出席者は次の如し。

- (行刑局) 鹽野季彦、正木亮、井川信一、土橋惣太郎、山本銓吉、仁科正次、金田榮三郎、鹽見市郎、妙圓蘭弘吉、三

- 巢鴨刑務所 岡部所長以下三十六名
- 横濱刑務所 河邊所長以下十五名
- 川越少年刑務所 七名
- 輔成會 香川理事外四名
- 刑務官練習生 二十三名
- 刑務協會 伊藤主事以下十五名
- 合計 二百八名

- 宅定男、山本作藏、(市谷)佐藤乙二、森口藤松、白倉通雄、横山和義、松富哲、大橋大秀、小林慎三郎、鶴澤公男、瀧澤重治、(小菅)關敬信、香椎豐次郎、根田兼治、福山福太郎、宮田長之助、木村元吉、青木善助、高橋肥後治、佐々木司郎、荒井惣兵衛、岩井留四郎、(巢鴨)岡部常、高田小兵衛、奥山忠七、守田千松、渡邊直、原卓一、野崎重雄、松崎與三郎、古田四正、檜原由之、岡井義雄、小室革雲、無盡

- 馨、武本宣正、竹津眞一、服部忠藏、菊地菅雄齊藤軍司、庭清、尾形一、森清吉、龜田熊之助、仲里宗士、岡部正二郎(豐多摩)藤井義海、二場寶俊、小川太郎、安東荒喜、荏屋公正、三宅中二、神酒澤孝四郎、西村京一、富樫博、(横濱)河邊湛然、小山博、瀧澤齊、三輪良保、原源太郎、小野權作、密島喜助、大澤武夫、栗原範義、香椎鎮、(八王子)金澤光炳、玉井寛郎、藤下伊一郎、村田新太郎、井上惣三郎、寺本薫、森田一平、龜山武夫、(浦和)上田茂登治、宇野平、水上友吉、清水重光、木暮吉之助、若海喜一、(宇都宮)關川重雄、小野瀬春次郎、岩崎仙吉、増田唯重、小林平八、(千葉)引野信夫、鈴木英三郎、鶴岡濃、伊藤長吉、江尻文夫、(小田原)遠藤勝三郎、中村次郎、(前橋)長谷川鐘太郎、高橋健、五十嵐龍太郎、春日藤作、(甲府)須藤善一郎、長内庄之助、岡田悌一、山村長三郎、早川政之、(長野)和田清治、松尾義雄、(静岡)川村次郎、(川越)大庭綱敏、

- (山形) 佐山正義、(練習生) 桑原辰雄、田北達、岡本恒秀、木村樹、宮崎一彰、小島貞、鈴木由藏、白石文章、藤咲利衛門、崎田國松、河上政重、相賀好章、西井庄三郎、(其他) 根本仙三郎、飯島藤作、今西由教、

伊集院藤七氏の訃

元支部長本會評議員伊集院藤七氏ハ東京鐵道病院ニ入院病氣療養中ノ處本月二十日死去セラル。

雜誌「人」に職業欄設置について

看讀用雜誌「人」は一月から新に職業欄を設置しましたが、これは受刑者のために有益たるに止まらず指導教化の任にある刑務官にとつても必讀すべき文字であります。刑務官諸君の必讀を慫慂する次第であります。



頁の者讀

○「行刑と看守」

大阪 川端美紅

奮へ！ 我同僚諸兄

いやしくも今日の行刑線に、雄々しく立ちて、彼等收容者を教化指導せんとする立場にある我等刑務官が、假令断片たりとも彼等收容者より侮蔑的言辭やそれらの態度等聞かされ、或は見せられたりしては此の尊い今日の國家的大事業——行刑は無残にも憐れむべき結果を招來するではないか。

即ち行刑はその根本から破壊の憂目に遭遇するのみならず、國家及社會への不安と行刑官吏としての威嚴失墜は勿論の

事、彼等を教化せんとする大任を忘れて却つて悪影響を植付けるの止むなきに至るのである。今、私は突然、何を叫び、何を求めんとする？

曰く 十二月號「刑政」讀者の頁欄に廣島、米澤氏が「十月號卷頭言を讀み」と題した麗稱を載せられ我等は等しく之が披見の榮を得たのだつた。處が事もあらうに、その一片に次の様な悲しむべき記事に直面されねばならなかつた。

「又或る者は云ふ。看守は智識の程度が低いから思想問題等の解る筈も無からうが、切めて看守長は夫れ位の智識が有つて欲しい云々」。幾度讀んで見ても、我々現在看守として飽くまで悲しむべき言葉であり、又其の或る者（思想犯收容者と推す）に對しては云ふべからざる一種の或感情を抱かせずに置かなかつた。

我等は今其の記事を見、言葉をマザク聞いたではないか。今日の刑務官たる者我同僚諸兄！これを何たく心で讀み何たる批判を下

すか。我等は甘んじてそれ等を「ウーン彼奴等はアンナ者だよ」「實際我等は智識が下級だ」とか或は「彼等の有識者階級は理論學識では或は刑務官以上の者もあらう」なんて煮え切らぬ態度で、これを容認し——これを受入れる事が出来るか。我をして云はしむれば勿論斷じてそんな事は出来ない。彼等の出放題を許して教化の大任を司る我等は何が刑務官か。

おそろく收容者が我等に與へたこれ以上の侮蔑的言辭は他にあるか。

假令彼等は學力あり、如何なる高位階級の者なるにせよ、それは今、彼等の現在としてすべてを抛擲せねばならなかつた。彼等は今國法を犯し罪人として獄衣をまとつた境遇におかれてゐるではないか。

我等は一國の行刑官吏である。行刑は人と人との對等事業にして、況してや今日、教育刑を誇る我行刑界に於て、刑務官吏が收容者を教化指導するにあらざれば、憐れや尊かるべき今日の明るい、理

想的教育刑を只だ名のみにして奮のまゝに、悲しく葬られて了はねばならぬのである。

あらゆる性格とあらゆる職業あらゆる階級の彼等に接すべき我等刑務官吏は彼等の極めて細々としたすべての履歴と性格を先づ知らねばならぬ。然る後我等は刑務官特有の妙技を以て、如何なる智識階級の收容者といへども、斷じて我等に對して、侮蔑的言辭や態度の漏し得ざる様、神聖にして端然たる刑務官吏として彼等を容易に教導して此の種階級の彼等をも立派に動かし得べく、飽くまで努力すべきは當然ではないか。

欲せよ、求めよ、先づ崇高なる人格を。彼等は我等よりもはるかに智識階級の者であるからとて教化指導どころじやなく、敢へて動せしめようともせず只だ黙々と徒らなる戒護のみに耽り、時折に甘言すら與へて、俗に謂ふ彼等世話役たる御氣に入り役人として、満々笑をたへて、彼等の歡心をさへ求めんとする者すら、なきにしもあらずと思はざ誠にな

げかはしき憐れむべき現象ではないか。然る處世相は眼まぐるしく轉回しつゝ、ある。必ずや今日の我行刑界は研ぎ磨かれたる優秀なる行刑官吏に依つて、益々思潮は止むる處知らず、はるかなる彼岸を眼ざして、明るく、理想へ——理想へと豊かな行進をつゞけて行くであらう。

終りに、米澤氏に依つて、我等行刑事務遂行上多大の參考資料を提供せられた事をよるこぶと共に猛然奮起すべき尊い動機を得られた事に就いてはるかに廣島のみ空を仰いで萬腔の謝意を表するものである。

(完)

◎祖國健兒の出征を 歡送して

宮崎 杉 本 生

日支間に異様なる暗雲が漂ふに至つて我が八千萬同胞は支那國民の無謀と無理解を極度に憤慨しつゝ、ある折柄、聯盟理

事會の雲行も漸く險惡化し、我が國民は老若男女を問はず實に息詰まる如き緊張裡に毎日を送りつゝ、ある折。我祖國日向の都城聯隊に突如 出動命令が 降下された。それでなくては緊張し切つた人心は出動と聞くやあだかも宣戰布告されたかの如き騒で、今日は誰れに召集令狀が送達された明日は誰れの門出だとそれは——大雜沓である。

斯くて召集終り愈々出發の十二月十六日は來た、軍用第二〇〇四號列車は祖國健兒をすし詰めに便乗し午後三時五十分汽笛一聲諸共に黒煙もう——として都城驛を發車した。

驛頭には手に——小國旗を携へた各官公吏、在郷軍人、青年團、男女中等學生婦人會員、小學兒童を始めせめてもの名残りにと歡送に押かける老若男女に、さしもの停車場も大混雜である。

軍用列車は各驛に於て五分間停車であつたが惜別する人送られる人送る人には餘りに短かい時間であつた。列車が宮崎驛に到着した時は短かい冬

の一日は早や暮れんとして只赤い夕陽の
みが淋しく郊外を照らしてゐた。

どよめきと共に大使命の軍用列車は停
車した。親を求めんとする子？子を求め
んと列車めがけて無中に人波を押分けて
走る親？夫を求めんとする妻？友人をさ
ては知人を求めんとする人々？誰れの眼
も血走つてゐた。

手もちぎれよと固き握手をし乍ら
「立派な最後をとげてくれ」 「日本の
爲めに死んで下さい」生きて歸ると思ふ
な留守中の事等氣にしてゐては御國に忠
義は出来ないぞ」

と其處彼處にて勵ませば「御安心下さ
い白木の箱に入つて歸ります」と凜々し
く答へる者もあり、軍刀スラリと引抜き
て「之を見て下さい」と高く振りかざす
者もあり噫々壯烈噫々悲壯？

さも満足げに笑つて死地に臨まんとす
る兵士の心中を察する時鬼神も涙なくて
は見られなかつたであらう。母の背に負
ぶされた幼子さへ小國旗を打振り乍ら、
もつれる舌にバンヂヤイと叫ぶではない
か？

「此處は御國の何百里離れて遠き滿洲
の」と兵士の歌ふ聲に連れて大使命の軍
用列車が靜かに動き始むれば送る人も異
口同音に天地に轟く萬歳の聲！實に悲喜
交々のシーンで誰れの瞳にも感激の涙が
宿つてゐた。

軍用列車の通行を目撃するや路行く人
は足を留めて帽子を振り野良の農夫は汗
ににじんだ手拭を打振れば、車窓よりは
手にくく小國旗を振りかざし、あだかも
爛漫と咲き匂ふ櫻花の風に飛散するかの
様であつた。

畏多くも明治大帝に御殉死遊された乃
木將軍に對し歐洲の或る戦術家は「之れ
實に日本古武士の精神の新日本に磅礴せ
るものなり」と賞へたと謂ふ。出征兵士
のあの壯烈味と歡送人のあの激勵があれ
ばこそ日本古武士の精神は新日本に滿ち
滿て大和魂は永久に朽ちないのである。

閉却

青森 八 刑 生

其の機能のより良き充實と發達とを欲
するならば自からも其の使命に最善を盡

さねばならぬ？そう云つた意味から吾人
刑務官が使命の遂行に當然に且つ樞要な
事項を或る因襲的な觀念から又斯る先
入主から閉却され引いては行刑の實績を
期待する効果を上げ得ないのではなから
うか左に述べて御叱正を乞ふものである
受刑者の釋放に際しての感想は素より一
様ではない。即ち

(イ) 衣食住其の他の處遇に對し悉く感謝
の二字に其の 感想を述べて 居るも
の。

(ロ) 教務方面には感謝するも其の他には
批評的感想を書くもの。

(ハ) 戒護關係の處遇を賞へ教務方面に對
し無用の存在と酷評するもの。

(ニ) 戒護檢束の酷遇を呪ひ何れは社會に
發表すると不穩の感想を書くもの。
等々只だ共通の點は釋放後間も無く又入
所すると云はない丈けである。將來更生
せんとする意氣丈けは釋放時に窺はるる
共通の觀念であるらしい。然るに釋放後
其生活内容は區々ならんも再犯なく生存
場裡に残るもの(敢へて残ると云ふ)釋
放者の幾%に當る事だらう殊に再犯以上

の釋放者に至つては大半失敗に終る事實
を目撃する時其處には吾人刑務官の處遇
上の實際又は釋放後の保護の實際とに幾
多の改良と其の徹底を期せねばならぬ多
くの欠陥を吾人と民衆は承認せねばなら
ぬではなからうか先づ在所中賞遇を受け
假釋放の恩典に浴したる者が意外にも再
犯するが如き即ち前述(イ)の部類の釋放
者が再犯の虞れなしと斷言し得ないのは
釋放後の事實が斯く云はしめ得ないと共
に(ロ)(ハ)部類の釋放者の中に又割合に堅
實な更生を爲し居る事實？斯る現實に遭
遇する時先づ刑務官として處遇上の過去
を顧み然して將來受刑者の良心的琴線に
觸るるには如何にすべきかと慎重に考察
すべきではあるまいか。行刑の實際は尤
もデリケートな働きをせねばならぬ。行
刑思潮の變遷は時代の要求であり又行刑
思潮は一國の思潮にあらずして世界の思
潮であるてふ事を或識者が云れた。行刑
を破壊するものは舊思想の支持者だと吾
人は徒らに奇を追ふものではない。だが
刑務官が應報的思想が先入主となり日常

職務の遂行に無意識の裡に現れ時代の要
求たる行刑の使命を不知不識の内に閉却
され居るでなからうか。時に膝談合する
時時代の要求たる行刑の使命、社會機構
の一員たる刑務官の使命等につき容易に
論ずるも事實に於て言行 不一致の點が
あるでなからうか。
「刑務官の使命、時代の要求之等は刑務
官自身が知つて居る筈だ然るに期待する
程の實績の上らないのは刑務官は怠けて
居るのでなからうかと思ふ」と或る講師
から云はれた。正しく刑務官の實際を道
破した至言でなからうか技には慎重に過
去を省察し將來精神的に自からを鞭撻改
善すべき必要あるではなからうか行刑上
の實際は下級の吾人刑務官の手に生殺の
權があるのだとの共通觀念はある。だが
感情的な勸善懲惡的な觀念が時代の要求
と自からの使命を抹殺して居るのでなか
らうか、世界的不況、失業者の増加生きん
が爲には敢へて手段を撰ばぬ。其處には
必然に犯罪も生ずる結果となり斯る現象
は社會政策にも欠陥があると云へるだら

うが要は犯人自身の意志の弱さが唯一原
因たる事は云ふ迄もない。然して一度吾
人刑務官の手に委ねられたる上は再犯を
防止する爲めには細心の注意と最善とを
處遇上に拂ねばならぬ然るに吾人は此理
想と責任とに對し過去を省察する必要が
なからうか保護團體釋放者の家族及親族
知己隣人の温き拘擁と鞭撻は尤も必要で
あり社會一般も正しき理解と同情、刑務
官の改善への努力と相俟つて再犯防止の
目的が達し得らるゝものなれば釋放者保
護の必要を従来より一層聲を大にして呼
びかけねばならぬがそれと共に吾人刑務
官は彼等の破壊せる性格を堅實に補正し
迷夢の覺醒を促し釋放後の苦難なる生存
場裡に耐へ得る素質を最善を盡して造ら
ねばならぬ然るに斯く責任を感じ理論を
肯定しつゝ、日常の處遇に於て單なる勸善
懲惡的な感情下に動作する事は行刑の破
壊者であるてふ事を常に意識し自らを批
判し其の使命に最善を盡さねばならぬ。
吾人は思ふ彼等收容者の持つ思想行動
の清濁總てを抱擁し之れを正しき理解と
同情によりて淨化する。之れが刑務官の

持つ根本精神でなからうかと、其處には自からも收容者も常に朗かであり彼等は力強く自己の將來を認識し私に更生を約し偏見を去り赤裸々に意中を披瀝し是正を求めると至り、斯してこそ吾人刑務官は彼等の琴線に觸れ得るのであるまいか吾人は過去の經驗により斯く信ずるものである。

◎人格

川越 内田 生

私は或る日某教師より人格に就て話を承つた。其れによると「人は如何なる場合と雖も全人格の顯はる、時はなし」と謂はゞ一箇の壘の如く一方より之を眺むれば其の側面のみ顯はれ裏面は見えず、人は實にそれの如しと、至言なるかな、即ち人或は笑ひ或は憤るも其は何れも全人格の顯れに非ずして前述壘の側面なり、故に人或は殺人罪を犯すと雖も猶自己の子息に對しては慈父の愛を以て臨むが如く一面に於ては鬼畜に等しき人格の持主と雖も、他西燕父の愛の持主たり。斯く觀んじ來れば片事のみを以て其

の人の全人格を律する能はず。行刑に於ては特に此の間の消息を充分會得し、緩嚴其の宜敷を得以て其の實蹟を擧げざるべからず。

◎偶感

網走 愚 生

正木先生は行刑の問題は一日として靜止せらるべきものでないと監獄法概論の巻頭で教へられた。しかく複雑多岐なる行刑の實際に直接する吾人看守の人格識見は、行刑が人と人との關係である限り彌々考へられねばならぬ問題であり、人格の向上陶冶は一日として忽にすべからざるものであらう。

人格の陶冶については古人は智識の修得により識見を深め、道念を堅固にして徳義を重んじ、高尚且健全なる趣味を養ふに歸着すると訓へられた。吾人は行刑の最前線に立ち朝に星を仰ぎて、強き信念に燃えつ、勤務につき、夕べ其の日の勤務を充分にせる満足と安心とに力づけられ、月を踏んで家路を急ぐ底の長時の勤務に服するとは言へ、智識修得に事欠

く事なく、道念を強くするを遮む何者もないであらう。然して曰く刑政曰く練習所曰く何々、等々。

智識修練の機會と機關は充分であらうと考へられる。殊に刑政の讀者頁は吾人のお互の黒板ではないだらうか。よろしくこれを利用し大いに相共に語り、相戒めて、人格陶冶の一助としようではないか。

最後に本年植尾の刑政を手にしその巻頭言を讀了した時その結語が如何に吾人の頭に響いたであらう。曰く今日の行刑は文化行刑の態は出來て居るのである。しかし、それに應ずる精神が欠けてをると。

海外異聞録



◇物騒千萬な贈物

舊臘米國東部のある郵便局で起つた物騒千萬な事件。その日の郵便局はクリスマスや年末を控へて、玩具箱をヒツクリ返した様な大混雑、受付窓にはひつきりなしにクリスマス・プレゼント、御歳暮が流れ込み、局内はさながら戦場の様だつた。と丁度其の最も忙しい最中に二人の紳士が六個の小包を書留にして立去つた。併し局員が一寸怪しく思つたのは、この六個の小包は表記こそ香水とか、着物とか御菓子とか、年末に相應しい品名だが、六個とも同じ重量であり、又六個とも別々に

米國の知名の士に宛て、あることだつた。そこで、局員の一人は紐を切つて中身を調べると先づ木製の箱が出た、ところが、その蓋をこじ開けるや否や、瞬間閃光と共に大爆發を起し、附近に居合せた局員六名は、一瞬にして命を奪はれて了つたのである。この種の危険贈物は恐喝状を伴つて近年米國に於て頗る流行し出してゐるとの事で、ビストルギヤングがどうのかうのと云つても、之程世間に恐れられてゐるものはないとのことである。従つてこれが犯罪防止の爲め、米國では警察署に特にボンブ係(爆弾係)を設け、専門に研究してゐるが、

就中ニューヨーク警察署のチャールズ・イー・ジェー・ニュースマン氏は其の方の權威であるといふ。この爆弾御見舞品に就て氏の發表した意見によると、ボンブの贈物としては今米國では大は長さ五尺直徑一尺五寸から小はシガー位まである、今日普通に悪用されてゐるボンブは彼等の仲間ではラッイング・カップ(宴會に用ふる杯)と稱するもので、これは鐵製のパイプにダイナマイトバルブを埋めそれにニトログリセリンを詰め込みませ、パイプの兩端を閉ぢたものであるさうだ。この他にT・N・T、黒色火藥細火藥も用ひられる、これ等の爆薬を菓子箱、化粧品箱、パイオリン、煙草の罐其他のパイナップルの如き果實の中に仕掛けて、庖で切るや否や爆發する物騒なものである。

◇ガス死刑公開

アメリカの死刑は大概「電

氣椅子一だが、電氣や絞首は死刑囚に苦痛を與へるとあつて、ネヴァダ州では一九二五年以來「窒息ガス」を使用して來た。それは死刑囚を密閉した一室に入れ、次いで強力なガスを室内に送つて死なす無痛の方法で、今まで公開されなかつたが、最近殺人犯エヴレット・モールを處刑するに當り、特殊の人々に對して視察研究を許したといふ。

◇指紋法に代る X光線寫眞

英國ロンドンの警視廳當局は、從來の指紋法に代るX光線寫眞の研究を試みてゐるがもし之が採用されることになれば、犯人の捜査及び鑑定の上に一世紀元が劃される譯である。この方法は既に米國海軍省において採用され、指紋にまさるといふ評判を得てゐるもので、ワシントン市の耳鼻咽喉専門醫トーマス・ブール博士がロンドン訪問の際に

れを英國の警視廳に推薦した、め、同廳の指紋専門家バトレイ警部が主としてその研究に没頭することになったのださうだが、ブル博士はこれまでで數千枚のX光線寫眞を撮影した結果、尠くとも左の三點に於て指紋法に優る事實を發見したと云つてゐる。即ち一、指紋よりも遙かに鑑定が容易であること二、鑑定基礎として測定が必要がないこと三、犯罪的傾向に導く疾患の存在が判ることである。その方法は犯罪嫌疑者を逮捕した場合、首から上のX光線寫眞をとるのである。さすれば頭部の骨格全部と各々様の凹窩(クボミ)が判明する。最も重要なのは眼窩で、これによつてハッキリした鑑定が出来る、そして頭蓋骨内のクボミを仔細に検することにより、犯罪的に導いた理由を知り得る便宜があり、また手術によつてさうした方面の疾患を治療する可能性もある。殊に阿片その他麻酔藥常習者の

鑑定はX光線寫眞によつて最も適確であり、且つこれを治療するには藥劑を使用すれば足りると云ふのである。なほ又ブル博士の經驗によると二人の人間を撮影したX光線寫眞が寸分違はず符合することとは絶対にないことである。

◇肋骨六本を盗まる

米國デンバー市のマーチンと呼ぶ男が、自分の肋骨六本を盗まれたからと訴へ出たので、驚いて事情を調べると、同人は去る日自動車に衝突し手術の結果肋骨六本を抜き取り、不思議にも命が助かつたので、その大事な肋骨を抜きとられた骨をトランクに大切にしまつて置いたところが、それを盗まれたものと判り、その不屈な犯人を嚴探中とのことだ。

◇運命とは此發ものか

ニューヨーク市のホボーン

といふ男、永年リニーマチスに苦しんでゐたが、遂に業を煮やして、まよとばかりに三階の窓から飛び降り自殺を圖つた。ところが兩足が少々チバになつた位で生命に別狀なかつたところが不思議にもそれ以來、永年苦しみのないリニーマチスもケロリと治つてしまつた。その上、此の騒ぎにビツクリした伯母のマーシー夫人が心臓麻痺を起して死亡したが爲め百五十万円の遺産がころがり込んだといふのである。

◇その行爲は善か悪か

米國ロスアンゼルス市のマリ・シヤムウエー(二三)といふ若き人妻、離婚の決心を以て長らく夫と別居してゐたが夫が病氣に罹りしかも看護人もないことを知り、とも角も歸つて晝は働き、夜は看護につとめたが、女の細腕で全く困り、悪いとは知りつゝ、勤め

先から五十円とり、百円とり三千円近くも盗み、醫藥費に充てた甲斐あつて、今は夫も回復の見極めがついたので、いさぎよくハリウッド警察署に自首した。ところで、女に甘いアメリカの判檢事殿、此の心がけの良い様な悪い様な婦人をどう處分しようかと盛んに協議中とか。

◇ギヤング防止の金網

通風採光と塵埃、昆虫類防止の双方を兼ねさせるためホテル、劇場、住宅などの窓に金屬製格子網を設けることは既に行はれてゐるが、これを商店の陳列窓に應用することが試みられることになつた。これならばガラス戸の如く、ギヤングなどに直ちに破壊される心配もないと云ふので、ニューヨークあたりの商店では眞面目に研究してゐること。

●選句所感

丘君の初風の句、何等新し味のある著想ではないが、その表現の流暢なところ季節にふさはしきを感じる。初風とは云ふまでもなく歳旦の風であるが、年改まると共に人心も又新たなものを持つ、即ち新しき年に向つての希望、勇躍、歡喜等々。そして、この新しき心をもつて對ふ時、今まで見馴れた物皆がまた新しき清々しさを帯びて見えるものである。これは謂はゞ感情移入である。わが心持の清々しさが對象に映るのである。年と共に心改まつたつ、ましい思ひに見渡す海原の夜明けの風、その静けさ、その穩かさ、耳を澄ませば砂を洗ふ波の音が囁く如く微妙にきこえる。眼を凝らせば疊の目の如き漣波が果てしなく續いてゐる。その海中に浮かぶ鳥も繪のやうである。そして、鳥の上にはまだ灯が點つていかにも神秘的に輝いてゐる。渚に立つて見てゐるうちに海の上は次第に明るさを増し、風の色はその中にいよゝ／＼静かである。鳥の灯の色も次第に白く變つて行く。この句の持つ味は平和そのものである。其處に鳥の灯があつて平板單調に墮せんとするところを救つてゐるのである。

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意
切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天	島	地	山	寒	秀	燒	初	夕	夕	夕	積	海
の	の	に	に	の	に	跡	鷄	風	騒	の	葉	原
ほ	灯	早	裾	雨	笛	に	の	越	雪	松	の	に
のか	の	寝	に	笛	に	残	谷	の	松	に	雨	に
	ほ	の	早	に	音	る	戸	越	に	ぬ	に	に
	のか	町	寝	音	して	一	に	の	重	れ	ぬ	に
		や	の	庭	庭	樹	起	た	た	れ	れ	に
		大	の	暮	暮	や	る	る	る	る	る	に
		吹	町	る	る	夕	夕	冬	冬	冬	冬	に
		雪	や	ゝ	ゝ	時	時	田	田	田	田	に
			大			雨	雨	か	か	か	か	に
			阪			な	な	な	な	な	な	に
			周			な	な	な	な	な	な	に
			史			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			丘			な	な	な	な	な	な	に
			丘			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に
			門			な	な	な	な	な	な	に
			山			な	な	な	な	な	な	に



家庭の頁

太陽は恵みの母

弱い子に日光浴

方法を誤らぬやう

日光の入りぬところに醫者が入る、といふ諺さへある位で日光浴の健康増進に効果あることは今更いふまでもありませんが、この太陽光線は健康を増進する上に偉大な力をもつてゐるくらゐです。また一面その方法を誤れば不測の禍を引起すことがないとも限りません、日光浴などもたゞ誰でも日光浴さへやればきゝめがあるといふのではな

いのです。むしろ弱い子に日光浴は大いに必要ですが、これをやらせる場合には、殊に慎重の上にも慎重の注意をもつて是非醫師の行届いた指導の下に實行していただくに従つて個々の場合の方法とか時間とかはその指導をうける醫師からお聞きになるものとして、こゝには極めて一般的な注意を申し上げてみませう

＝日光浴の場所＝

場所は日當りのよい部屋が適當です。南窓から光線が入れるか、または天井から日光の直射し得るやうにすればよろしいが普通のガラスは肝腎の紫外線の大部分を吸収し、すからバイタガラスといふ特別のガラスを用ひなければいけません。健康な子供でも慣れない間は室内で行ひ抵抗力を養つてから屋外で行ふ方が安全です。

＝その方法は＝

これからの氣温も低く、光線の弱い季節には日中の暖かい時間を選び、簡易な體操若しくは乾いたタオルで皮膚摩

骨を挫いた時の「應急の手當」

油物を食べてもよい

一寸したはずみに過つて骨をくぢいたり、運動の爲に骨をくぢいたりすることが時々

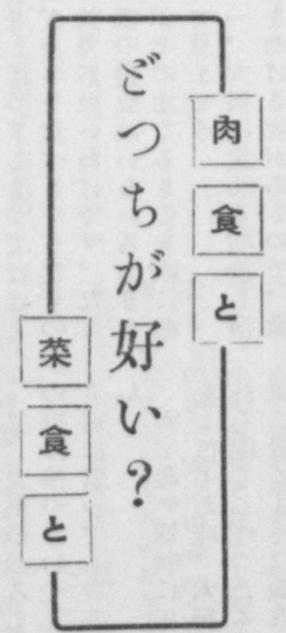
あります、かういふ時には大抵の方はきつと慌て、無暗にいちり廻したり、また間違つ

た手當をして却つて失敗する場合があります、醫者を迎へるまでの、又は一寸醫者が間に合はない時の家庭に於ける應急手當を申し上げませう。

患部は絶対に安静を保ち、酸水の濕布をしておくのが一番よろしいのです。この硼酸水の造り方は普通の硼酸末を湯にとかしてその上澄をとつて二倍の水を加へればよいので、尙患部に熱を持つ様でし

たりその上を氷で冷やして下さい。患部に熱をもつことは大變にいけないので、その爲にも患部をいぢつたり、動かしたりすることは禁物です。そして絶対に安静を保つ爲に適當のボール紙か板で副木をこしらへてあて、おくことではか

肉食の優る點は、美味な事消化する時間は長いが消化率のよい事繊維がないから消化の比較的よく、従つて栄養價が多いこと、動物質の蛋白質は人體のそれと殆ど同様です。作り易いこと等です。缺點としてはどうも肉食は價格が高



食の優る點は、價格が安いこと、繊維と炭水化物に富むから、腸を刺激して便通をよくします、ですが、缺點も多く、不味いこと、植物性の蛋白質と脂肪とは消化率が肉類のそれよりも劣るし、尙その上に不消化な繊維があるから全體としても消化率に缺點が多いこと、そんな結果栄養價が減じます。又植物性蛋白質は、體肉を作る上について肉類のそれに劣るのです。そこで考へるべき事は我々の商の構造は猿に酷似してゐま

すしてみると我々は肉食菜食のそれではなくて、果食であるのが本當かも知れません。然し多年の習慣が肉菜果共に用ゐてゐる譯です、だから併用して、譯ですが、結局、肉食してその蛋白質の多くをとるものは病氣、殊に結核病に抵抗力が強いのです、が又一方肉食は心臓病や腎臓病を起す傾向があります、又肉食するものは瞬間に大きな力を發し得ますから競技に出たりす

るには適當です、しかし一定の力を永續するには菜食の方が効果が多いいのです、要するに各人の嗜好にもよる譯ですけれど、理想としては菜食によつて主たる滋養分をとり、肉は風味を味はふ程度にすべくせう、尙それも年齢を考慮して青年期には肉を多く、壯年期にはやゝそれを減じ、老年期には菜食を主とすべきは云ふまでもありません。

大根に含む

サバリン

食慾増進と殺菌の効力
大根の薬効種々

數多くの野菜のうちでも大根位利用の多いものは少いでせう、ほとんど四季を通じてありますが品種は非常に多く形も大きさも様ではありますんが、あまり大きなものは中が白くすになつてゐるものが

ありますから、一見して光澤があり質のしまつた中形のものを選びば間違ひありませんまた種類にもよるが、葉の附根の部分の青いものは苦い味をもつたものが往々あり、こんなのは質の硬いのが多いの

でお買ひになる際は注意することです、大根の味は寒さが加はると共に段々辛味が強くなつて來ますが、この辛味はサバリンといふアルカロイドを含んでゐるためで、サバリンは食慾を増進すると同時に殺菌の効力があります、また大根がチアスターゼを多量に含有してゐることは周知の事實で、チアスターゼはその皮と汁とに含まれて居り、ピタミンCの大量とBの少量もこの部分に多く含まれて居りますから、大根は皮のまま、食べること、大根おろしなども汁をしぼつてしまつてはほとんどカスを食べるやうなもの、効力が少いわけです、なほ大根の薬効はいろいろあります、その主なるものを次に挙げて見ませう

一、大根は食慾を増進し消化を助ける效があるので、食事の時大根おろしを食べるとよく殊に餅や芋などを食べた時これを食べると消化が大變よいのです

二、聲が嘎れた時大根のおろし汁とシヨウガのおろしたのを等分に混ぜて飲むと效があります、葉の附根の部分をおろし金でおろし、醬油少々と湯を注いで飲むと風邪にききます

三、大根おろしに水飴を混ぜたものを常に飲むとセキ止めになります

四、大根のおろし汁はニコチンの毒を消すといはれるので、煙草を好む人は常に大根おろしを召上ることです

五、大根のおろし汁を障子の紙に塗つておくと丈夫になり雨に當つてもさう破れませ

六、墨や器物に墨やインクをこぼした時、大根をおろし汁を固くしぼつたものをその上に置くとみな吸収してしま

練習所見學記

- (1) 豊多摩刑務所
- (2) 横須賀及浦賀支所

浪華生

豊多摩刑務所見學記

見學のプログラムは遠慮なくどしどしと進行して今日は近代行刑のメツカと謂はる、在京四大刑務所の最終、豊多摩刑務所への巡禮を爲す日である。

好晴に恵まれたる此の日の朝例の如く一同は新宿驛に集合の後大森書記殿の案内の下に早速行進を開始したのである。

正門にたどり着いたのは午前九時二十五分であつた。此所の正門は一般道路より横へ入つた所に在つて正門に至る迄の道路は三間位の幅で然も一方は官舎であり他の一方は塙壁である事は最近の如く

左傾思想團體が其の宣傳の手段として刑務所襲撃の行はる、時に於ては其の警戒を爲す點に於ては有利である様に思はれた。又正門より内部への展望は、先づ前面には清らかな泉水があり、近代式建築に成る廳舎の存在に依り與へらる、好印象が、直ぐ前に在る赤煉瓦造りの物置に依り打消されて了つて、矢張り監獄であつたと謂ふ感じを起さしめた事は甚だ惜しい事である。

後で聞けば之の赤煉瓦造りの物置は昔の表門であつて此の前の改造に際し、之れに附屬した部分は取毀されたが、此の表門だけは故あつて保存されたものであつた。

其の入口を見ると僅かに荷車を通す位の狭さであり、然も此の頑丈な表門の横には、直ぐ高い塙壁が接著して築かれて居た。此の有様を見ると如何に昔の行刑なるものが、隔障の範疇を出でなかつたものであるかを目のあたりにまさまざと見せつけられた様に感じられたのである。

斯の如き事を考へ乍ら廳舎の階上の講堂へと案内された。

其所には亦明治初年よりの行刑資料としての貴重なる文獻が數多陳列されてあつた。

就中私達の目を引いたものは、絞罪器械圖式及び島田一郎前原一誠等の死刑判決書等であつて、其他囚獄司又は囚獄掛とかの名稱を冠せられた書類も澤山保存されてあつた。

待つ程もなく所長殿が御入來になり種々行刑に關する御話を拜聴した。之れにより吾々の智識の増された事は非常な幸福であつた。御話の中殊に戒護職員員の運用制度に關

する御研究は吾々行刑學徒の一應は觸るる必要のある問題である。

今日の如く收容者の處遇改善のみ急にして彼等を指導改善する職員の運用改善はほとんど省みられぬ事は、延いては行刑上の成果にも其の影響の及ぶものありと感ぜられたのである。御講話が終り例の如く二班に分れ直ちに構内見學に移る。

先づ教誨堂の壯麗さに目を奪はれ、雑居房及び食堂の衛生的なのに感心し、更衣室、浴場、洗濯工場を通り獄衣室を経て工場へと進出したのである。

工場の内部は極めて整頓され掃除も行届いて居る。殊に印刷工場の設備完全さは正に理想的である。

刑務作業と雖も斯くある可き事と感じたのである。苟くも生活力養成の爲めの授職手段である刑務作業が其の本旨に副はず社會に出で、何等生活の手段として效なき麻なひ、機織の如き作業は須らく廢して斯の

如き時代順應性を有する作業に従事せしむ可きで、斯の如き一般社會の工場に比し敢て遜色なき作業場に於て職業を訓練せしむ可きを要請して居るのである。

次は獨居である。所謂ハビリオン式建築を採用して居るので何れの居房も明るく氣持が良い。又其の特別級の屬する者の居房には自辨を許された植木鉢及び額が掛けられて居た。

稍もすれば荒み行く彼等の心を和げ希望を持たせる此の無名の有力な行刑官に敬意を表し、カロリーの發電所たる炊場を通過して病舎に至る。採光と云ひ通風と云ひ、行刑衛生學上何等缺點の餘地なき病舎である。

ふとある居房の前に歩を止める。其所にはベッドにもたれ乍ら身には絹布だらう日光に反射してピカピカ光つて居るのを著て、果物を食ひ乍ら毛せんの上でのびのびと日向ぼっこをして居る被告人を見出したのである。

然るに窓の向うには精神病監があり其の内には青ざめた病人が、あらゆる事を口に例へて見る時、刑務所は改善の場所である、故に重大な使命を負ふ刑務官は其前提として、先づ朝の出勤に此鏡に依つて態度姿勢を整へ、淫靡邪曲を打捨て終日刑務に錬磨する事は、誠に意義あるものだと、かう考へながら廳舎の二階へ案内されて行つた。茲も感じのいゝ一室である、平和な廳内を眼下に昔を偲ぶ参考品を恍惚と見入りつゝ、一息吐いた。

聽て數分を置いて所長殿より少年の心理學的精神病學的考査方法や其他收容者の釋放保護の徹底竝に職員勤務の改正意見等傾聴して得る所が多かつた。次で二人の看守長其他の方に案内され構内見學のスタートを切る。

教誨堂、雜居、工場、獨居、病舎、拘留場の順位であつたが、成程採光、換氣共に近代科學の粹を集めた構造であり、所謂バウイリオン型の理想的建築に領けた、かうなつて見ると、拘留場に充てられてゐる舊舎のバノブチコン型が聊か物足りない様な感じもする。

此處は純初犯者の刑務所だけに、雜居

走り乍らウロウロと歩き廻つて居るのである。

其の状態を見て此の被告人を見た私は何とは無く心の底から込み上げる憤りを如何ともする事は出来なかつた。

その瞬間私の心の裡で起つた之の現象は何と名付く可き感情であるのでせうか。

今日のスケヂュールが終り解散となつた後まで、私は之の事のみを考へ續けて歩んで居たのであつた。

M S 生

見學は一週五日の堅苦しい法律學から離れた我々のたのしい慰安の一つであらう。否それに依つて、我々の智慾を満足せしめ、大なる興味を興へてゐるのである。そして、此尊い見學を對象する時又自己を見出すに充分なる何物か存在してゐる。晩秋去らんとする今日、豊多摩刑務所の見學日である朝まだき八時今にも降りさうな空を氣遣ひながらも新宿

拘禁は少數に限らるゝと見へて、雜居房は二階建の棟しかなく、他の全部は獨居房である。獨居房は新装誇るバウイリオンで雜居房を中心に兩側に二棟宛並んでゐて、工場は北部に東西長く建てられてゐた。勿論舍房は雜居獨居共寢臺付にして、而も行届いた洗面、洋式便所、書棚の設備に報知器の巧妙簡單、何れも組織立ち採光、換氣共に衛生的見地から何等疑ふ餘地がなかつた。

殊に獨居の特別級室には花卉と額が許されてゐる。感傷的な私には居房に高く掲げられた父母ともおぼしき寫眞に強い刺戟が與へられた。毎日無味乾燥の中に起臥してゐる收容者に取つては、此一鉢の樹木、一枚の額が、どれ程彼等の心情を柔げ培ふに價ひする事であらう。言はずもがな、日夜父母を慕ふの思念が一枚の額に依つて刺戟せられ、ひいては改後の動機を興へらるゝ事は間違ひない。

工場は全部で六ヶ工場あるそうだが印刷、機織、鼻緒、洋裁工等の見學にて終る。私は大きい工場を見馴れてゐるので

左程にヒントも與へられなかつたが、印刷工場にある鑄造器及紙型の設備と規模の大きいのにいさゝか行刑上参考資料になるものがあつた。教誨堂は莊嚴そのもので内部は適度の勾配を作られ後部には映画室を設けてゐるのもモダンである。病舎は構内西南隅に建設され、病舎だけあつて一層衛生的施設が整ひ室の爽快と明るいのに一行が一度にわつと賞讃をする。

工場と並行にある長い廊下に衛生的なスマートな食堂の完備がある。テーブル仕掛けに箸箱道具備せられ、一寸簡易食堂以上の様な感じがした。そしてそこには奇麗な松並木の庭が造られ、收容者の慰安に情操に供せられてゐるのも捨て難い一つであらう。更に超モダンな階段の下の時計であつた。其時計が自動出勤簿の役をしてゐる。上の差込口から各自のカードを差込むとそれに出勤のタイムが打たれる。かうなると人智の進化も恐ろしいものだ。僅か一個の時計が人間の自由を何時の間にか干渉してゐるではないか？

か？

私は斯く思ふ、行刑の本旨が改善の二字にある、如何に建築が理想的であり設備は完全なりとは言へ、其人を得るにあらずんば、何等存在の意義なく、佛刻んで魂入れざるに等しいのだ。彼等を教育誘導する我等が、高い人格と高遠なる識見と相俟つて、行刑本旨を貫徹すべき重任を負ふのである。行刑は人と人との關係だと言ふのも茲に其意義を存するものだと考へながら、構内の一巡も終る。だとかう考へながら、構内の一巡も終る。晝食の饗應を受け多大の感謝をしつゝ、刑務協會の茶話會へと急いだ。

横須賀及浦賀刑務所 見學記

一 岳

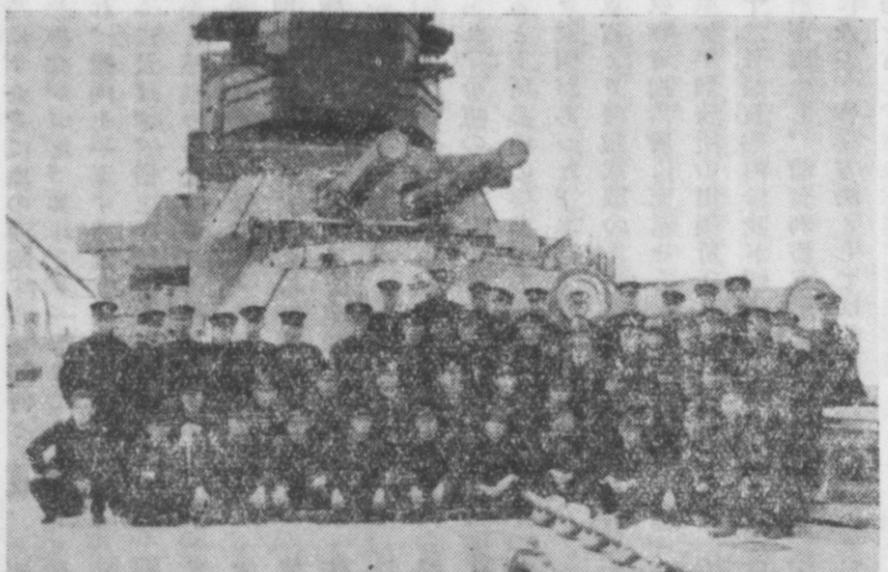
明くれば遠地見學最終の當日である。朝未き午前五時と云ふに氣の早き連中は寄宿舎の「フリーリン」をリンリン振り鳴らして一同の夢を破るのも一興であつた。天氣を氣遣ふ事もなく天の恵みを受けた一行は、唯感謝の念を拂ひ乍ら寒風霜を

踏んで集合地向ふ。流石賑ふ夜の東京も朝の静さは又格別の感に打たれざるを得なかつた。

大東京靜かに明けて霜の屑根

三々伍々として高輪驛に集合を終へたのは午前七時であつた。其れよりA指揮官引率の下に一行は忽ち車中の人となる「どなたもお待ちどう様」と云ふ車掌の聲電車は汽笛一聲一路横須賀軍港を指して進行を續ける。第一目的地に達したのは午前九時過ぎであつた。三笠會館に少憩の後、〇〇兵曹に案内せられ、工廠内を見學す。其の概要を照會して見よう。工廠總坪數五〇〇〇〇坪收容人員一〇〇〇〇人一月經費八〇〇〇〇圓に達すとの事、先づ第一目に付くは見るも恐ろしきガンドリックグレンが天空高く聳えてゐる。其の威大なる化學の力に今更乍ら驚くの外なかつた。大中小の各ドックには一等驅逐艦「サワカゼ」潜水艦「イグ、ロ號」航空母艦「ホウシヨウ」が船體を横倒しに修理手術を施されてゐる。此の航空母艦は甲板狭き關係上著艦には非

常なる困難を生ずるとの事、其の最初の武者振を發揮せられしは曾我大尉にして



最近に至りては數名の勇士が居るとの事でした。横須賀工廠の誇として最近の建

艦として人も知る世界賞讃の的となつた巡洋艦「比叡」が港内に巨體を現はし一行の目を引く、全長一九九米全幅二九米排水量二九〇〇〇噸の巨艦で、丁度土曜日の事とて甲板を洗ふ水兵達の懸命さには胸を打つものがあつた。斯くして廠内一巡を終へたのであるが、其の間筆者の最も感じた事は何んであらう其れは職工が如何に仕事に熱心なりしかである。此の努力は單に自己の飯を得んが爲めのみで無く、一本の釘、振り上げる鏈、共に非常時局に處せんとする國家的觀念の現れて居た事は見逃し出来ざる事實であつた。此の愛國心と昭和の行刑史上を飾る彼の軍需品製作に際し、受刑者が獻身的努力を拂つた其の精神とを比較對照する時、職工の國家的觀念と、受刑者の祖國愛の精神も何等異なる處はあるまい。此の意味に於て行刑の目的たる改善主義が空想にあらざる事を痛感した次第であつた

一行はポツポツ船に乗じ戦艦長門拜艦の榮に向つた。途々航空母艦、巡洋艦、驅逐艦を右に或は左に其の雄姿を見つゝ、數分にして大山長門舷門に直立せる歩哨に一禮して乗船した。甲板士官殿より左の如き説明を賜る。本艦は吳海軍工廠に於て建造せられ、起工は大正六年八月、進水同八年十一月、横須賀軍港引渡しが同九年十一月。本艦長門は我が帝國が世界に魁けて建造した純國産超々弩級戰艦にして陸奥と共に現代世界の七大戰艦の一に數へられ、排水量三二・七二〇噸、全長二〇一米、全幅二九米、速力二三節、馬力八〇〇〇〇にして、四〇糶砲八門、一四糶砲二〇門、高角砲八門、水雷發射管八門、探照燈一〇臺、乗組員一・四〇〇名との事、士官は言葉を改め、諸君も御承知の如く「ワシントン」會議の結果我が兵力量は甚だ縮少せられたのである。併し現在の海軍力を以て若し某國が如何なる隊形に依りて攻撃し來たるも近海に於て此れを防禦し得る確信のある事、加ふるに目下聯盟理事會、第三次軍縮會議開催中、時局は愈重大時に直面して居る關係上、其の大部は歸港致し、修理等も小

修理に止めて居る事の説明を聴取した時思はず全身に血の湧躍するを如何とも成し得なかつた。其れより一行は二組に別れ、艦内を一巡す。就中武器の手入は云ふに及ばず、衛生の行届いてゐたのには全く感嘆の外なかつた。一行は甲板上に於て記念撮影を致し、一時三〇分長門に別を告げ再びボツボ船にて横須賀驛前の棧橋に上陸し、〇〇兵曹に深く感謝して一路浦賀刑務支所に向ふ。到着は二時三〇分頃であつた。艦内の教誨堂に案内せられ、少憩の後山海の珍珠に舌打ちし終ると支所長殿の挨拶があり、大要左の如き説明があつた。本艦は昭和三年四月海軍省より廢艦武蔵の移管を受け廳舎並に收容者拘禁所に充當せられ、當時は小田原少年刑務所の出張所たりしが昭和四年十二月浦賀港内に我が國最初の海上刑務所が誕生し、浦賀刑務支所と名付け現在に及ぶ。作業方法としては他に數隻の漁船を有し、遠海作業、近海作業に分ち、遠海作業は遠く太平洋沿岸伊豆七島、小笠原島以北より北海道南岸に至り、沿岸

を離る一〇〇哩に達し、其の間十四五日を要するとの事、捕魚は鮪が其の主なるものにして一作業の収入は千圓以上に達するとの事でした。所内を一巡して支所長殿に案内せられ近海に於て鮪捕の作業を見學し實に得る處があつた。其の方法は一隻に指揮者が乗り其合圖に依りて他の二隻は網の中央部より左右に別れ魚群を圓形に包圍して引上げるのであるが終始他の二隻は指揮者の合圖に依る事は云ふ迄もない。此の作業は一日して受刑者に協同一致の精神を養ふに最適法である事は見逃しの出来ぬ收穫であつた。夕陽に鱒の網や銀光り夕陽に鱒網引の影三つ其れより一行は解散致し午後四時三〇分頃意義ある海上刑務所に別れを告げ歸途逗子より夜の鎌倉を鶴ヶ岡八幡宮に参拜致し名残り惜くも午後七時頃歸途に就いた。終りに浦賀支所長殿の御厚意に對し紙上にて深く感謝致します。

奈良大佛生

りんくく！
 けた、ましいベルの響と共に寄宿舎の静寂さは忽ち破れて見學の第一幕が切つて下された。外は未だ暗い五時なのに平素のねむさも何處へか急いで仕度を整へ甲斐々々敷出發高輪驛へ向つた。時に六時。朝の寒さは格別で耳も鼻頭も堅くなるのを感じた。けれども學徒の今日の旅行は寒さも眠さも見聞慾のためには何のそのである。一行揃つて七時愈々發車横須賀へ向つてビリビリゴトンゴトン！
 車中行く／＼目に止るもの總てが楽しいものであることは小學生が先生に連れられてバツグを肩にいそ／＼と爪先で小躍して喜ぶ遠足に違はない愉快であるに相違ない。九時半横須賀に下車する迄に途中乗替をした事によつて初めの電車にスチームのなかつたのも感じた位目的は軍港の偉大な魅力にあつた。下車して東郷元帥の皇國の興廢を追懐せしめられ

る三笠記念會館に少憩して後下士官の方に案内されて廣茫五十萬坪の工廠に足を運んだ。見上げる天空の怪物ガンドリツクグレンが厚さ時餘の廣い鐵板を輕々と運んで居る人影は見えない。一萬餘人の同胞は其下近く遠く菜葉服をオイルだらけにして眞黒になつて一糸亂れず働いてゐるのだ。入渠中の航空母艦「鳳翅」、潜水艦「イロ」號、巡洋艦「澤風」等が航海訓練に疲れた艦體をさらけ出して居る様子は一見怪物に群る蟻の様な光景である。けれども其の激しき働き、リベット溶接のアセチリンの凄まじき勢、一本のボルトを打込むハンマーの音にも護國の汗は流れてゐるのである。月々八十萬圓の巨費が投ぜられて海國の爲め斯くは勇ましく働かれてゐるのである。その巨大な姿と喧騒な作業に驚くと共にこの多くの人々の尊き働きに敬服せざるを得ない。一同啞然として且つは驚嘆の耳を欽て、説明を聞き乍ら次にはランチで世界七大海城長門を訪問に向つた。時己に十一時。

右に左に大小巡洋艦、驅逐艦、ギャーリングの航空母艦赤城の雄姿、御用船など御行儀よくブイに繋つてゐる。時々啾啾たる喇叭の勇しき音と共に甲板に白服で訓練されてゐる水兵さん、居竝んで腰を屈めデッキの掃除に餘念ない海の人。やがて長門の舷側についた。ランチより舷門のウオッチに敬禮して艦内へ導かれた。穢い靴もせめて裏だけでもと奇麗に拭つて勿體ない様なチーク張の甲板の人となつた。當直將校大尉の方から我海軍力の御説明があつて長門につき詳しく御説明と御高見を承はつた。

我國が軍縮會議に依つて苦しき制限の中にも防禦上の能力を發揮し得んとせらる、苦心の訓練の御説明に至りては、我皇國民としては何れの地、何れの働きにあるものと雖も、斯くあらねばならぬ尊き御教訓を賜つた。長門は昭和六年より九年に至る三年間の長日月を要して竣工進水した三萬餘噸、全長二〇一米、幅二十九米で悠々一千五百人の乗組員を搭載し得ると承つては今更驚かざるを得ない

種々な武器精巧を極めた設備の上に我々の小刑務所の二倍の人員である。長大な四十糎主砲は我々でも出入出來得る口径である。速力や馬力は艦の目的よりして二十三ノット八十萬馬力で小さい驅逐艦に遙か及ばない。其他側砲、高角砲、探照燈、魚雷、艦載飛行機等其の防衛攻撃の設備は至れり盡せりで此他外見出來ない部分即ち防禦甲板艦内の隔壁舷側冷水下の厚い鋼鐵板はよく敵の猛射に耐え得る程度のものであらう。此巨艦に對して異様な恰好のマストは幾層もあつて夫々艦内外に統制ある發令がなされ、之に應ずる勇敢な海軍の丈夫の働きがあつて即ち我大和島根もびくともしないのである。大尉殿の御説明の如く如何に某國が艦々大艦隊を擁して大洋を襲來例令彼リングホームションで我を包圍せんと志しても、我精緻をつくした通信機關、練達された砲士は決して重圍を待たないかも知れぬ。御説明の意味は深遠であつた。我々は此處に我海軍に對して謹んで滿腔の敬意を表さなければならぬ。更に前甲板

にて記念撮影を許され巨砲を背に記念のシャターがパチリ。惜しき別を告げ雄々しき海城を去る時翻騰と神々しき軍艦旗に頭を下げた。

時已に午後一時半。

再び車上の人となつて浦賀少年刑務所に著いた時始めて腹のすいた事が分つた手練の若者が櫓を操り日露戦役の海の勇者の老後武蔵へ著いた。時は二時。所長殿以下いと御親切に早速の御茶菓も見るく平げつゞいて珍味の御食事にすつかり良い氣持になつた。時のホークとナイフが竹製であつた事は元氣潑刺たる少年刑務所にふさはしい情緒を催した。所内を詳しく御説明下され昔を偲び今を見て狭い乍らも何處一つ取亂しなく整備出来てゐることは當所の作業種類から云つても感心した。他に三隻のトロール船があり、交替にて漁獵に出る由一隻は目下漁地にあるとの事でその漁撈中其他少年の訓練に關し特説すべきは總てが家庭的でヒガミがなく、正直だとの御説明であつた。此點大いに敬服すべき事で我々成年

刑務所でも教化上戒護上痛感する事である。時既に四時であつたが更に漁撈の實況を見學させて戴くことになり、一同發動機船で沖合へ出ると、少年受刑者は二隻に分乗櫓を揃へ勇しく網を繰入れ程もな

く圓形を描いて二艘相會し一心不亂に網を繰入れる。一々の動作が指揮者の合圖で良く訓練された統制振りに驚いた。その様子は勇しくも海の子として無邪氣な活動である。斯くして眞に彼等が人間として正しく働く力が授けられ生きて行く信念が教育して行かれるのであらう。

のべ網の海賊と鯨の集ひ合ひ
特殊作業の實況により多大の参考を得た事を謝し所長殿以下職員方の御厚意を謝す。

夕陽已に海の彼方に没し上陸して一同解散した。一行は歸途に更に鎌倉探勝に向つた。惜む可し已に日暗く只鶴ヶ岡八幡宮に詣でその昔實朝が父祖の遺業幾何もなく一族の兇刃に斃れた銀杏老木にはさながら昔を物語るの感があつた。南

朝の皇緒護良親王の賊徒のため憤死し給ひし洞窟に御忠魂を拜するを得なかつたのは残念であつたが、遙か鎌倉宮に親王の御忠勤を偲び奉り永へに我皇運を守らせ給へと祈つて本日の行を終り歸途に就く。時午後七時。



訓令通牒

□統計小票様式中改正ノ件依命通牒

（司法省 行刑局 行甲第二、九二四號）
昭和七年十二月五日

受刑者入監小票中最近前科欄及出監後再犯ニ至ル期間欄ハ再入受刑者小票制定ニ因リ其ノ必要ナキニ至リ候ニ付大正五年十二月監甲第七四四號ノ一通牒ハ之ヲ廢止シ昭和八年一月一日ヨリ施行相成候條御了知相成度候

□受負作業ノ施行ニ關スル件

（司法省 行刑局 行甲第二、九六五號）
昭和七年十二月十二日

昨年十月頃ヨリ一般經濟界ノ不況ニ胚胎シ各種作業受負業者ハ賃金値下ヲ要求シ或ハ事業ノ縮少又ハ撤廢ヲ出願スルモノ續出シ當局ニ於テハ事情不得己モノト認メ相當程度ノ賃金値下ヲ承認シ或ハ多額ノ資金ヲ投シ官司、委託作業ノ擴張ニ據リ就業者ノ轉換ヲ圖リ事業ノ縮少ニ應シ來リタル等幾多ノ犠牲ヲ拂ヒ專ラ受負業者ノ救済ニ寄與シ來リタルモノニ有之候處最近ニ於ケル經濟界ノ一般現象ヲ考察スルニ諸物價漸騰各種機業界亦著シ

ク活況ヲ呈シ其復活見ルヘキモノ有之既ニ一部受負業者間ニハ相當程度ノ賃金値上ヲ承認シ本月一日ヨリ實行セル向モ有之次第ニ付貴所受負業者ニ對シテモ右事情ヲ懇説シ適當ノ時機ニ於テ相當程度ノ賃金復活方交渉相成可及的作業收入ノ増加ニ努メラレ候條特ニ右及通牒候

□刑務所需用品製作指定刑務所追加ノ件

（司法省 行刑局 行甲第三、〇一七號ノ一）
昭和七年十二月二十日

本年九月七日行甲第一、四〇七號ノ一ヲ以テ刑務所需用品自給自足主義勵行ニ關スル件依命通牒ニ置及候處右ノ内標記製作指定刑務所ヲ左記ノ通追加致候條爾今同所ノ製品利用相成度候

品目	金屬手錠
製作指定刑務所	神戸刑務所
配給刑務所ノ範圍	全刑務所
價格	金參圓參拾錢
型式	別紙略圖ノ通

（但シ本品ハ昭和四年五月十四日行甲第七四〇號訓令ニ依ル金屬手錠制式ト多少相異ノ點アルモ大体ニ於テ右制式ニ依據シタルモノナルコトハ勿論携帯使用上ノ利便ヲ考慮セルト一面使用後ニ於ケル外見上ノ体裁ヲモ考慮シタル等從來ノ手錠

昭和七年十一月末日在監者人員表

The Number of the Inmates during the Month of November 1932

備考 ×印ハ被疑者

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			勞務場留置者 Prisoners in "Rok- kijo" (Place of lab- our in lieu of fine or penalty imposed)			乳兒 Rebries in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	965	—	965	30	—	30	—	—	—	—	—	—	—	—	995
市谷 Tehigaya	112	10	122	85 ×1,266	1 ×46	86 ×1,312	94	2	96	—	—	—	—	—	1,557
豊多摩 Toyotama	1,370	—	1,370	339	2	341	19	1	20	—	—	—	—	—	1,728
集鴨 Sugamo	2,339	—	2,339	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,339
横濱 Yokohama	665	—	665	1 ×199	2	201	7	—	7	—	—	—	—	—	872
千葉 Chiba	953	—	952	1 ×71	2	73	8	—	8	—	—	—	—	—	1,032
水戸 Mito	580	1	581	4 ×58	2	60	17	1	18	—	—	—	—	—	659
宇都宮 Utsunomiya	580	177	757	—	1	33	9	1	10	—	—	—	—	—	621
															180
															801

前橋 Maebashi	971	1	972	1 ×59	1	60	17	—	17	—	—	—	—	—	1,048
静岡 Shizuoka	1,020	—	1,020	13 ×106	2	108	11	—	11	—	—	—	—	—	1,150
甲府 Kōfu	590	—	590	70	—	70	14	—	14	—	—	—	—	—	674
長野 Nagano	793	—	793	10 ×91	5	96	12	—	12	—	—	—	—	—	906
新潟 Niigata	697	—	697	60	3	63	6	—	6	—	—	—	—	—	763
京都 Kyoto	830	125	955	4 ×119	4	123	17	2	19	—	—	—	—	—	970
大阪 Osaka	3,775	2	3,777	20 ×467	15	482	49	2	51	—	—	—	—	—	4,311
神戸 Kobe	1,516	—	1,516	3 ×183	1	184	33	2	35	—	—	—	—	—	1,735
奈良 Nara	675	—	675	11 ×27	—	27	7	—	7	—	—	—	—	—	720
滋賀 Shiga	550	—	550	26	2	28	2	—	2	—	—	—	—	—	578
徳島 Tokushima	672	13	685	11	2	13	8	—	8	—	—	—	—	—	691
高松 Takamatsu	1,103	—	1,108	1 ×45	—	45	4	—	4	—	—	—	—	—	1,158
高知 Kōchi	771	5	776	81	1	82	10	—	10	—	—	—	—	—	862
名古屋 Nagoya	1,814	4	1,818	26 ×185	9	194	26	1	27	—	—	—	—	—	2,051
三重 Mie	811	—	811	1 ×35	2	37	5	—	5	—	—	—	—	—	852
岐阜 Gifu	738	—	738	44	5	49	7	—	7	—	—	—	—	—	839
金澤 Kanazawa	874	—	874	2 ×87	4	91	7	—	7	—	—	—	—	—	970
															974

廣島	Hiroshima	1,630	76	1,706	×12 171	×12 171	×12 171	×13 183	20	—	20	1	1	2	1,834	90	1,924
山口	Yamaguchi	791	—	791	×3 60	—	—	×3 60	22	—	22	1	—	—	876	1	876
岡山	Okayama	1,046	1	1,047	×12 109	—	—	×12 110	23	1	24	—	—	—	1,190	3	1,193
松江	Matsue	983	—	983	×4 53	—	—	×4 54	10	—	10	—	—	—	1,050	1	1,051
松山	Matsuyama	772	—	772	×5 83	—	—	×5 85	14	—	14	—	—	—	874	2	876
長門	Nagasaki	1,924	86	1,310	×148	—	—	151	7	—	7	—	—	—	1,373	90	1,468
福岡	Fukuoka	2,073	—	2,073	×6 236	—	—	×6 242	35	1	36	—	—	—	2,350	7	2,357
熊本	Kumamoto	872	—	872	×1 50	—	—	×1 51	5	—	5	—	—	—	928	1	929
鹿児島	Kagoshima	676	—	676	×2 74	—	—	×2 75	12	—	12	—	—	—	764	1	765
宮崎	Miyazaki	892	—	892	×1 105	—	—	×1 108	8	—	8	—	1	—	1,006	4	1,010
沖縄	Okinawa	266	12	278	—	—	—	54	20	—	20	—	—	—	339	13	352
宮城	Miyagi	1,397	48	1,445	×2 97	—	—	×2 103	6	1	7	—	—	—	1,502	55	1,557
秋田	Akita	779	—	779	×2 60	—	—	×2 64	18	3	21	—	—	—	859	7	866
青森	Aomori	290	—	290	×1 25	—	—	×1 27	5	1	6	—	1	—	321	4	325
札幌	Sapporo	1,224	32	1,256	×16 197	—	—	16 200	24	2	26	—	—	—	1,461	37	1,498
函館	Hakodate	438	—	438	×1 66	—	—	×1 67	4	—	4	—	—	—	509	1	510
網走	Abashiri	544	—	544	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	546	—	546

釧路	Kushiro	275	1	276	×1 24	—	—	×1 25	4	1	5	—	—	—	304	3	307
小田原(少年)	Odawara	385	—	385	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	387	—	387
(delinquents)					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
川越(同)	Kawagoe(ditto)	243	—	243	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	243	—	243
姫路(同)	Himeji(ditto)	671	—	671	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	691	—	691
岡崎(同)	Okazaki(ditto)	200	—	200	×3 42	—	—	×3 44	4	—	4	—	—	—	249	2	251
岩國(同)	Iwakuni(ditto)	359	—	359	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	371	—	371
久留米(同)	Kurume(ditto)	432	—	432	×4 19	—	—	×4 19	4	—	4	—	—	—	459	—	459
盛岡(同)	Morioka(ditto)	297	—	297	—	—	—	—	3	2	5	—	—	—	321	2	323
北海(同)	Hokkai(ditto)	194	—	194	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	194	—	195
八王子(同)	Hachioji(ditto)	118	—	118	×— 6	—	—	×— 6	1	—	1	—	—	—	125	—	125
總計	Sum Total	44,889	594	45,483	×259 5,422	×2 162	×2 261 5,584	—	641	25	666	1	5	6	51,912	788	52,000

法學新報

第四十三卷・第二號
昭和八年二月一日發行
定價五十錢・郵税一錢五厘

論說

日滿議定書を中心として…………… 法學博士 松原一雄
 化外奴婢考…………… 中大教授 瀧川政次郎
 Gaston-Mey Gasson-Mey教授の法學概論 Introduction
 a la science du droit に就て…………… 中大講師 吉田久
 商法改正要綱に對し反對すべき點 (十一)…………… 法學博士 高窪喜八郎
 中大教授

資料

原文對照英國動産賣買法譯文 (二)…………… 中大教授 穂積重威
 オットー・ルドルフの補充判事論…………… 中大講師 堀内節
 判例研究 (二二)…………… 中大講師 草野約一郎
 收賄罪と請託判例批評 (一四)…………… 判例研究會

介紹

無權代理手形行為追認の方法 (竹本重夫)——抵當權の侵害に因る損害賠償額算定の標準時期 (片山金章)
 Die all gemein Arheitspflichtに就て…………… 東井金平
 英國王立失業委員會の最終報告

海外法律事情

英國王立失業委員會の最終報告

發行所 中央大學 發賣所 東京・神田有斐閣
 法學新報社 同 巖松堂

正義

帝國辯護士會誌
昭和八年二月號
定價金五拾錢

論說

○ 中華民國の新立法事業…………… 村上貞吉
 法治國を辱める勾留地獄…………… 島田武夫
 英法に於ける親權の特異性 (一)…………… 岡本敏男
 商法改正要綱に對し反對すべき點 (一〇)…………… 法學博士 高窪喜八郎
 新其心——司法の綱紀——議會提出法案——教育的刑事裁判——區裁判所の復活——滿洲の法權——出廷義務…………… 岡本尙一
 異地域間に於ける民事訴訟の移送に關する研究…………… 岡本尙一
 法曹瑣談 (二九)…………… 山崎佐
 土佐から讃岐へ…………… 石川時之助
 歌…………… 播磨龍城
 ○ 會報……………
 ○ 新法令……………
 辯護士法案——法律事務取扱ニ關スル法律案
 利息制限等ニ關スル法律案

東京市麹町區西日比谷町一番地
帝國辯護士會發行
 振替東京七二三九〇番

編輯餘錄

□ 最近一二の事例として例へば一月以上三月以下といふやうな不定期刑の言渡がなされてそれが確定して居るのを見出す。裁判官が刑事政策學に無分別なのか或け行刑の効果を馬鹿にして居るのか。兎に角、トルストイの言葉を借りていへば余は黙ることが出来ない。

□ 不定期刑とは要するに行刑の改善作用を期待しようとする制度である。而も、今日短期自由刑は吾人の最も弊害を認めるところなるに拘らず、判事がかやうな裁判を下すことがあれば刑務官は大に鼓を打つてその非を鳴らさねばならぬところである。

□ しかし、われわれはそれに對して敢て鼓を打つてやたげの聲を立てることはすまい。只、われわれは

われわれの経験に基き現代刑政の要求するところを明かにし、その要求に合致せしむべく裁判官を導くことに努力せねばならぬ。換言すれば、今日の刑務官は裁判のあと始末をするの地位に立つよりもつと高次な裁判官指導の地位にあることに自負を持たねばならぬのである。

□ 累進制度令が鹽野局長の手に於て將に完成されんとするの狀態に迫つたさうである。昭和六年に假釋放審査令を昭和七年に作業統制を斷行された全局長は昭和八年に行刑調査會決議以來十餘年の懸案たる累進制度統一を具現されようとして居られる。

□ 本號より出来れば行刑の實情を全国的に紹介批判すべく茲に先づ編輯子は井川君の作業統制問題を選んだが、讀者諸君の中からも忠實なる具體的投稿を歓迎して止まない。

昭和八、一、一四日夜
 — あき羅 —

一冊 (税共)	金二十五錢
六冊 (税共)	金一圓五十錢
十二冊 (税共)	金三圓
一等一頁	金五圓
二等一頁	金四圓
普通一頁	金三圓

● 御註文は總て前金のこと
 ● 御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし
 ● 口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
 ● 御註文の際は必ず送附先明記のこと従つて轉居の際は新舊住所を御届下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
 昭和八年一月二十八日印刷納本
 昭和八年二月一日發行

編輯兼 伊藤忠次郎
 印刷人 竹田益平
 印刷所 東京市葛飾區小菅町一八四番地
 刑務協會印刷部
 發行所 東京市麹町區西日比谷町一番地
 電話銀座 二三四四、三八二五番
 振替口座 東京 二五〇五九番

45° Année n°2

Février 1933

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Masaki, A. — L'utilitarisme pénitentiaire et la peine éducatrice.

Ikawa, S. — De l'état actuel de l'organisation du travail
pénitentiaire.

Mouvement des idées à l'étranger :

Delierneux, Evolution of the prison system in Belgium.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio